



風力発電所の環境影響評価のあり方の検討に係る 論点整理の視点に関連する情報

第2回 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会

2021年2月8日

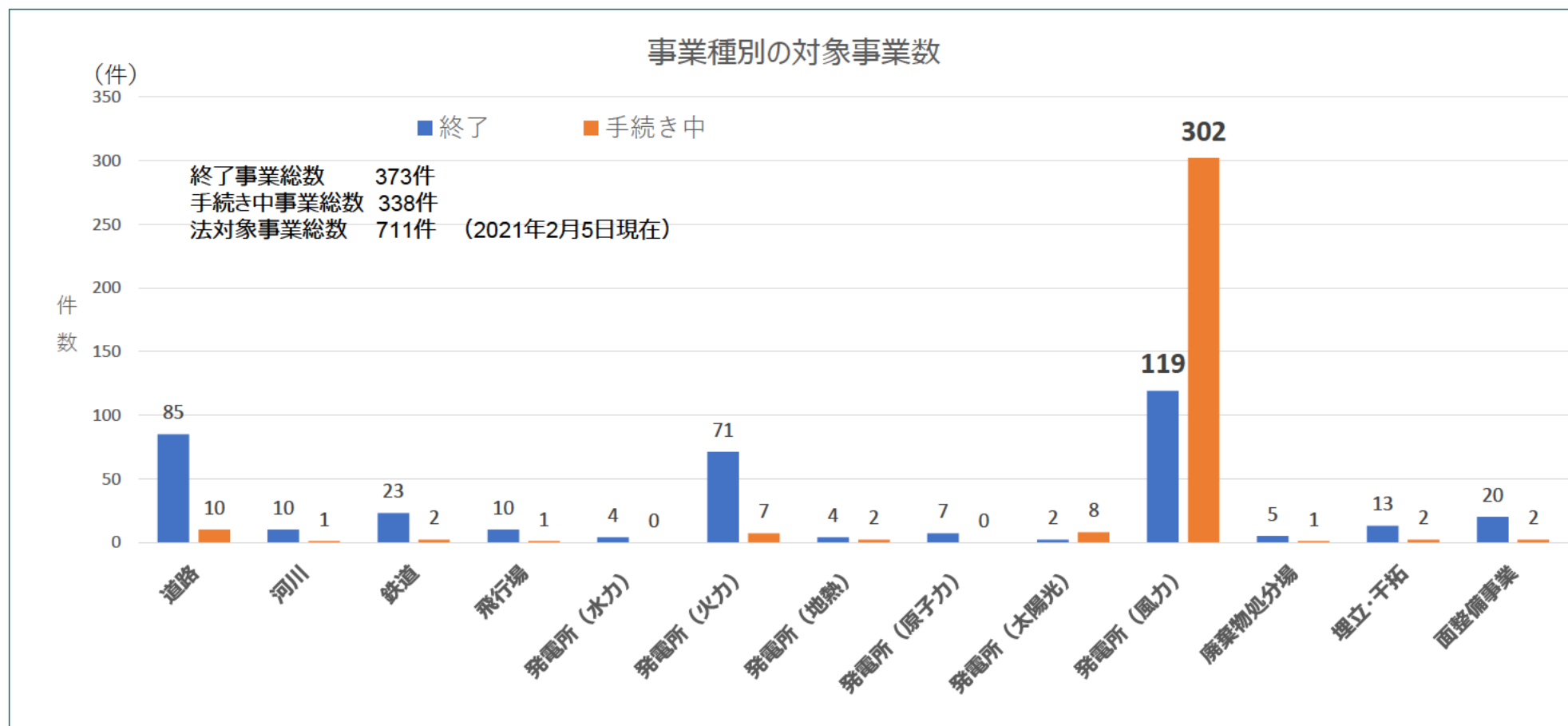
環 境 省



対象事業の規模の考え方に関連する情報

環境影響評価法の対象事業種別の手続き実施状況 (第1回資料を更新)

- 環境影響評価法（平成11年施行）に基づき、これまでに718件の事業が手続きを実施。
- 風力発電所は平成24年に対象事業に追加され、手続終了が119件、手続中が302件。

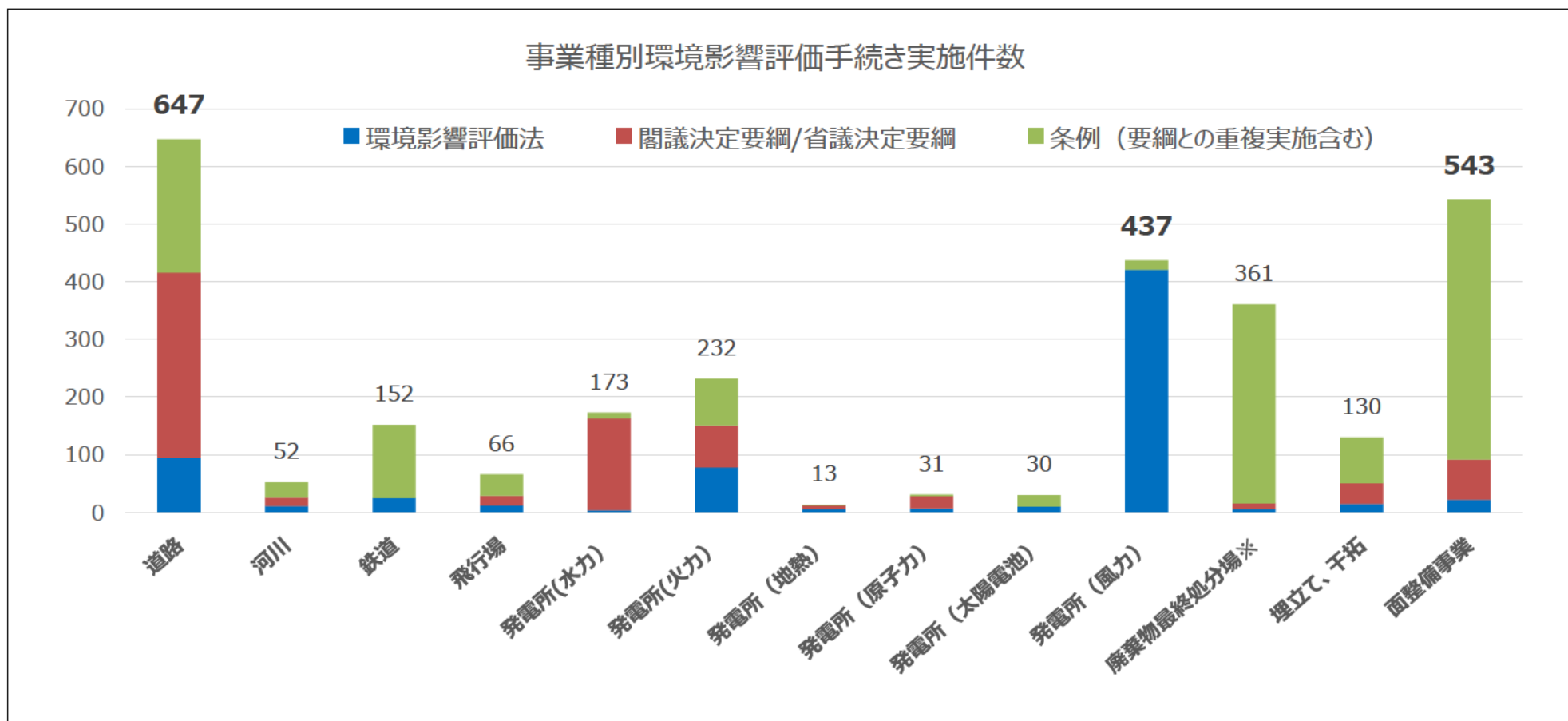


※環境影響評価支援ネットワークの環境影響評価事例の条件検索による (2021年2月5日閲覧)

※終了は、環境影響評価書手続き終了 (報告書提出を含む)、事業廃止、第2種事業で環境影響評価を行わなかったものを含む

環境影響評価（要綱・法・条例）の対象事業種別の手続き実施状況

- 環境影響評価法施行以前の要綱等に基づく環境影響評価を含めた実施状況をみると、道路、面整備事業の件数が多い。



※環境影響評価支援ネットワークの環境影響評価事例の条件検索による（2021年2月4日閲覧）

※廃棄物最終処分場の条例の区分には廃棄物処理施設を含む

風力発電所の対象事業の規模要件の検討（平成23年）（タスクフォース資料再掲）



- 既に法対象となっていた火力発電等発電所については、発電所の種別ごとの環境影響を勘案し、法対象規模の水準が設定されており、風力発電所についても同様の考え方を踏まえている。
- そのため、風力発電所についても、**環境影響や苦情の発生状況等から規模要件を1万kWに設定。**

対象規模設定に当たって検討した事項・検討会における意見

<騒音・低周波音の影響>

- ・1基（例えば定格出力1,500kW程度）からでも健康被害の訴え等が生じている

<法対象事業のカバー率との関係>

- ・風力発電事業については、1万kW以上の発電所のカバー率が出力ベースで80%程度である一方、3万kW以上のカバー率は40%程度であった。
（法制定当時には、火力発電は97%、水力発電は84%をカバー）

<動植物・生態系への影響>

- ・希少な動植物等がパッチ状・小規模に急傾斜地に分布しているという我が国の自然特性を考慮し、**平坦な大陸の国等と比べて小さいものとすべき**
- ・火山活動の影響を受ける脆弱で厳しい環境に設置される地熱発電と類似した状況にあることから、**地熱発電の規模水準（1万kW）を参考とすべき**
- ・バードストライクに関しては、1,000～2,000kW程度以上からでも、希少種を含む鳥類の衝突死の発見例が相当件数見られる
- ・**土地改変面積の観点から**、火力発電の対象事業規模である15万kW（敷地面積が5ha程度となる）との対比から、この面積に概ね対応する風力発電の規模である**1万kW**を考慮すべき

風力発電所の対象事業の規模要件の再検討（平成30年）（タスクフォース資料再掲）



- エネルギー基本計画において、「風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう・・・規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も踏まえた必要な対策の検討」する旨が記載された。

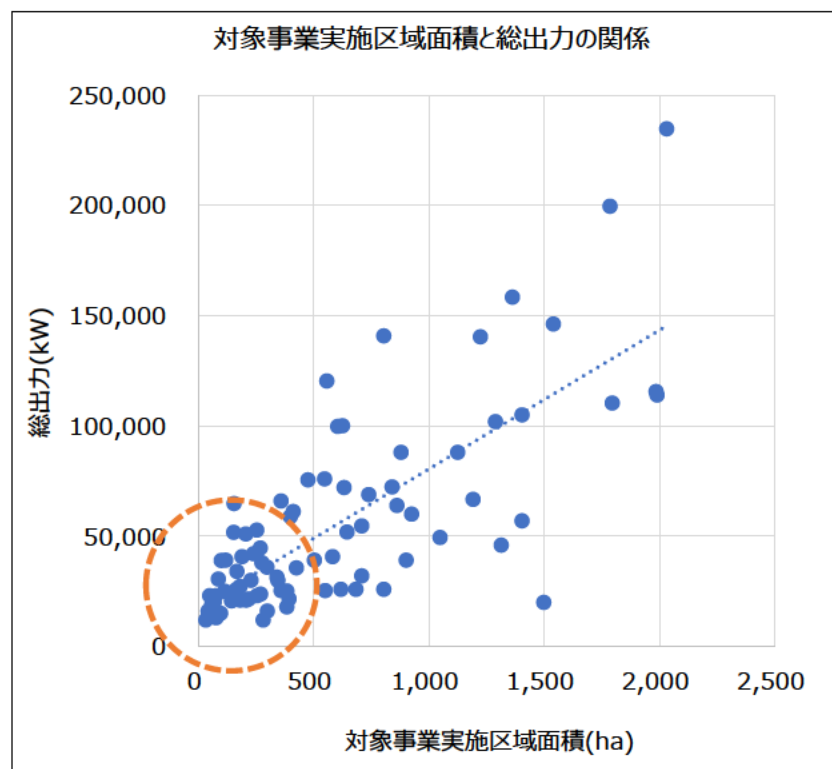


<太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会（平成30年）>

- 法に基づく環境影響評価の実施件数全体のうち約8割を風力発電事業が占めており、他の法対象事業に比べて突出している中で、風力発電を将来的に大型電源として活用できるよう、地域との共生を図りつつ、風力発電の導入をより短期間で円滑に実施するため、**規模要件見直しの検討の必要性はある**として、検討を進めてきた。
- しかし、現時点では**規模要件を見直すに足る根拠となるデータが不足している**ことから、以下のような**データの収集及び分析を国と事業者が連携・協力して行い**、引き続き議論を継続すべきである。
 - ① 法に基づき環境影響評価手続を実施した案件について、**稼働後にどのような環境影響が生じているかの事後調査結果**。（環境影響評価時点の環境の状況と比較することにより、稼働による影響の分析を行うことが可能。）
 - ② 環境影響評価手続を経ることによる**紛争発生状況の変化**。
- 規模要件の緩和により事業者への過度の負担を軽減しつつ、立地の状況から環境影響が大きいと考えられる事業については引き続き必要な環境影響評価を行えるようにすることを念頭に、第一種事業の規模要件の見直しの検討と併せて、第二種事業の範囲拡大によるスクリーニング制度の活用について、スクリーニング制度の見直しも含めて検討を進めるべきである。

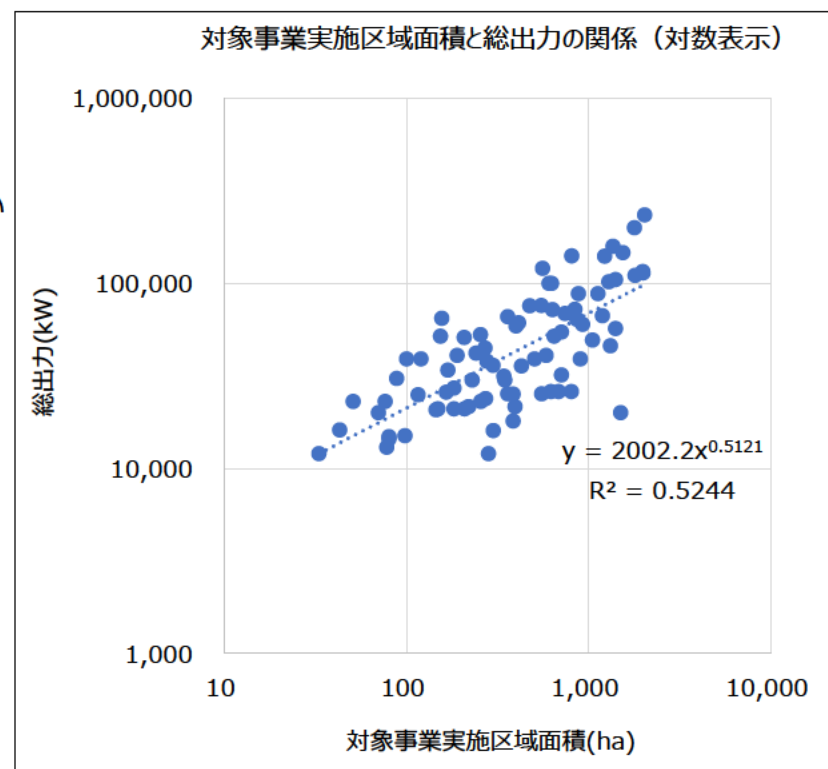
風力発電所の対象事業実施区域面積と総出力との関係

- 環境影響評価準備書に記載の情報から、対象事業実施区域面積と総出力との関係を分析した。立地特性等によるばらつきはみられるが緩やかな相関あり ($R^2=0.52$)



面積・出力が小さい
ゾーンに集中している
ため対数表示化

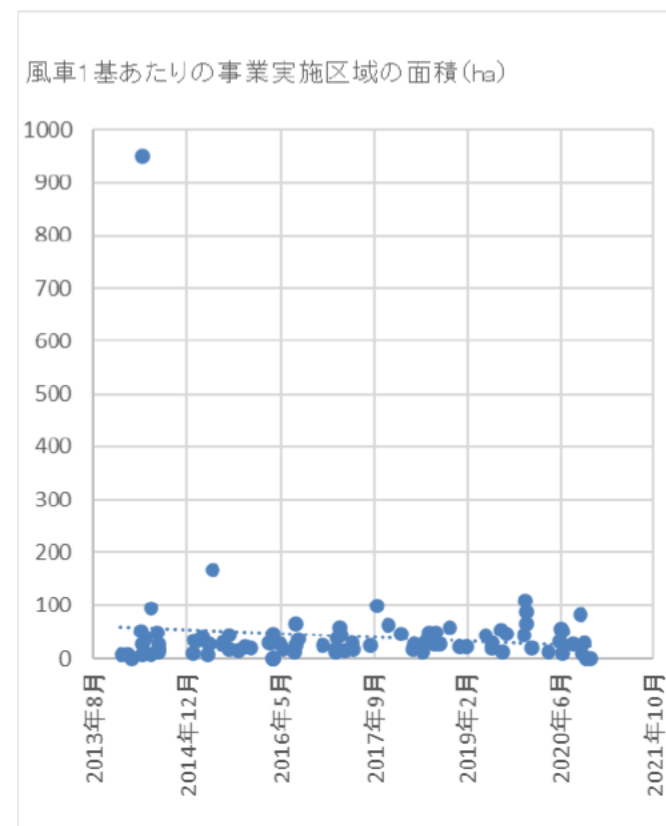
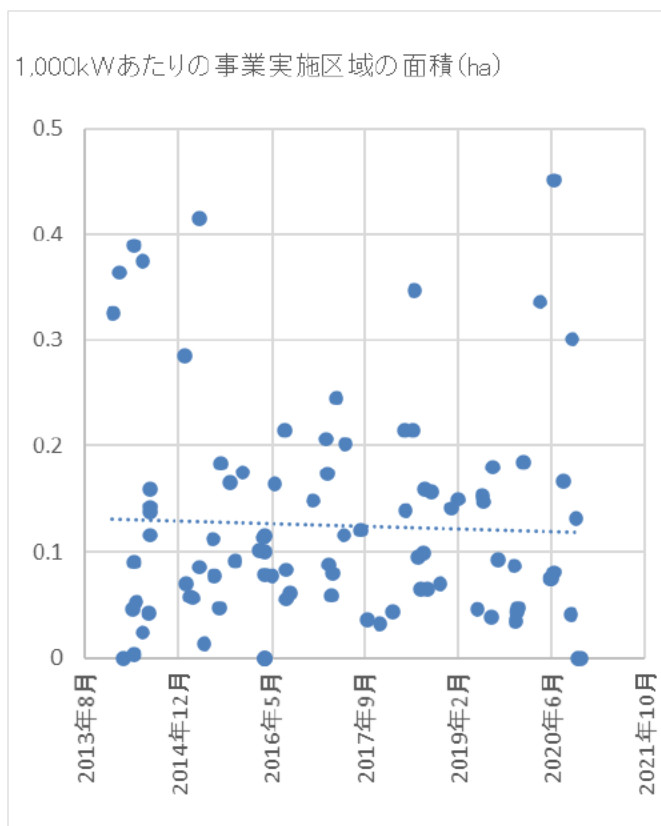
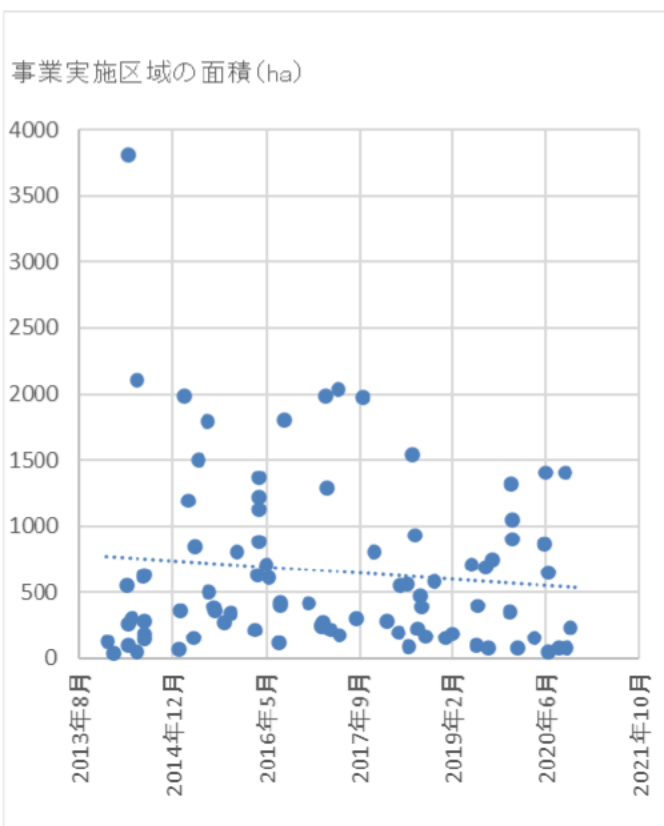
対数表示



※ 2012年10月以降に公告開始された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上除く）のうち、分析データが取得できた83件を対象に分析

(参考) 環境影響評価準備書でみる事業実施区域の面積の推移

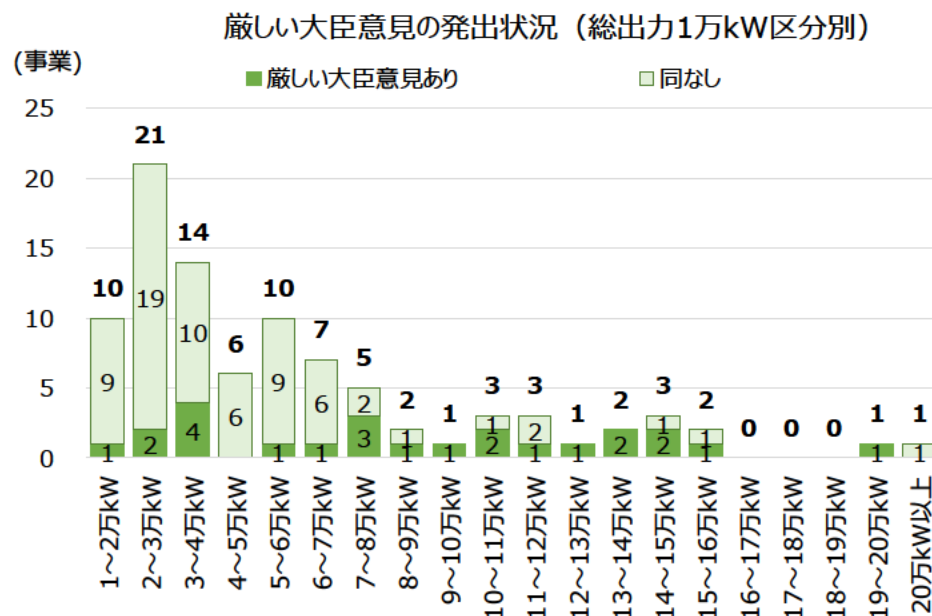
- 事業実施区域の面積も、経年による顕著な傾向はみられない。
- 単位kWあたり、または風車1基あたりの面積についても同様。



※2012年10月以降に公告・縦覧開始された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上風力は除く）のうちデータが取得できた86件を対象に分析。

厳しい環境大臣意見の発出状況

- 調査対象とした準備書92件※1のうち、「厳しい環境大臣意見※2」が付いたものは24件（26%）。
- 総出力が増加するにつれて、厳しい環境大臣意見が付いた割合が高い傾向にある。
- ただし、総出力が比較的小さい事業であっても、厳しい環境大臣意見が付いたものがある。
- 厳しい大臣意見の内容は、猛禽類や渡り鳥といった鳥類に関するものが多く、規模にかかわらず含まれている。



※「1~2万kW」は、1万kW以上2万kW未満を意味する（以降同様）

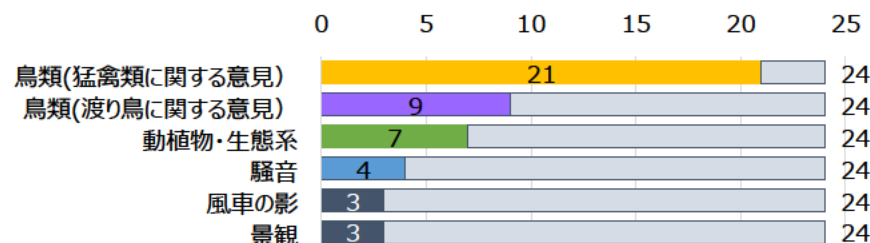
※1 2012年10月以降に公告・縦覧開始された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上除く）

※2 「厳しい大臣意見」…環境大臣意見内容が、対象事業実施区域の除外、配置取りやめ、離隔、追加調査を求めるもの

厳しい大臣意見が付いた割合（5万kW区分別）

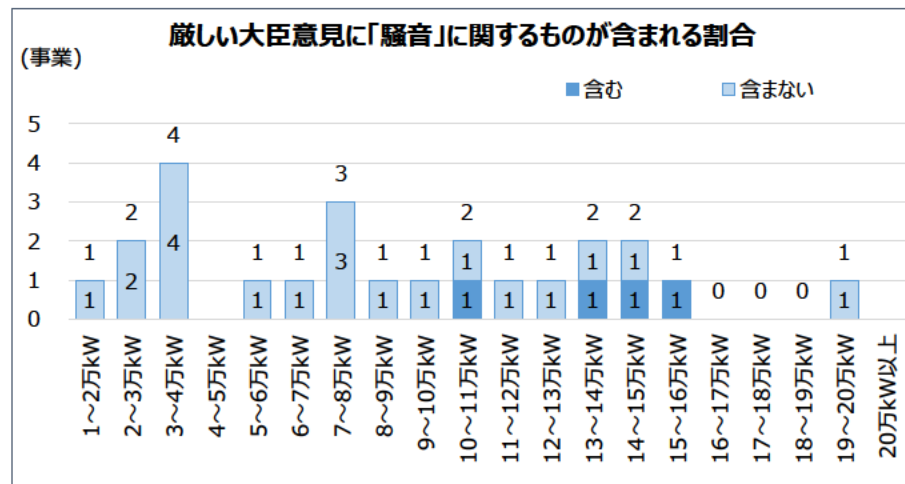
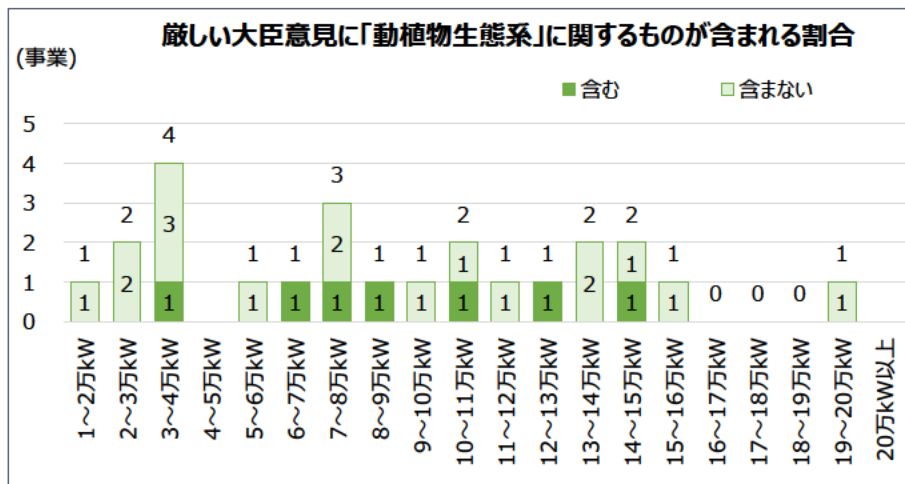
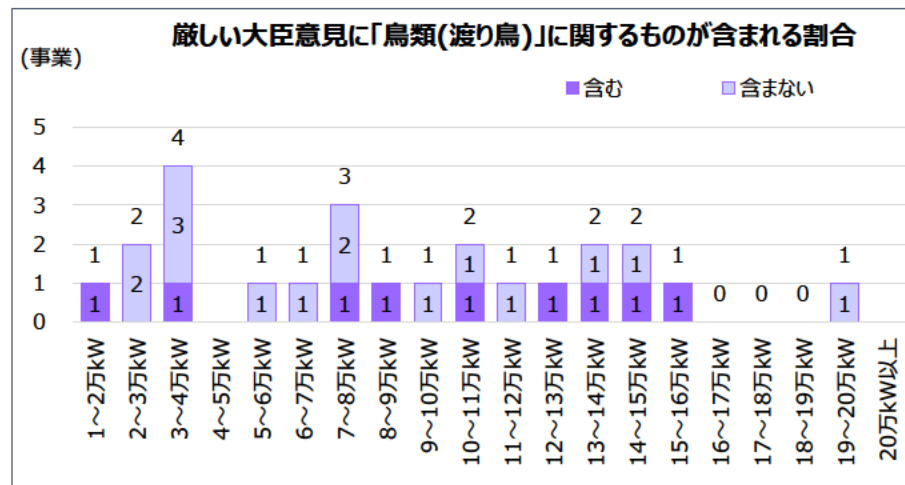
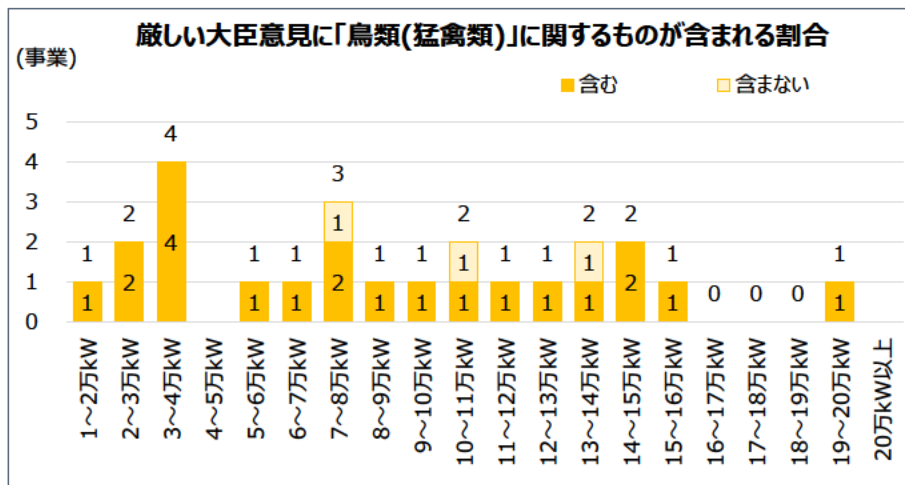
	～5万kW	5～10万kW	10～15万kW	15万kW～	全体
事業数 ①	51	25	12	4	92
厳しい意見あり ②	7	7	8	2	24
厳しい意見なし	44	18	4	2	68
厳しい意見の割合 (②/①)	14%	28%	67%	50%	26%

厳しい意見のついた24事業における厳しい意見の内容



※「動植物・生態系」は、「動植物」、「生態系」等の包括的な記述、もしくは特定の分類群（魚類等）として言及があったもの

(参考) 厳しい大臣意見の内容



地方公共団体の環境影響評価条例に 関連する情報

環境影響評価条例における風力発電所の取扱い

- 環境影響評価条例において風力発電所が対象となっている自治体は、47都道府県のうち33府県、および21政令市のうち15政令市。
- また、土地の改変等の条件で対象となりうる自治体は、4県1政令市。

政令指定都市

札幌市
仙台市
さいたま市
千葉市
横浜市
川崎市
相模原市
新潟市
静岡市
浜松市
名古屋市
京都市
大阪市
堺市
吹田市
神戸市
尼崎市
岡山市
広島市
北九州市
福岡市

凡例

風力発電所が対象事業
土地改変等で対象となり得る
風力発電所は対象事業となっていない

北海道														
青森														
										秋田	岩手			
										山形	宮城			
										新潟				
										石川	富山	福島		
				山口	島根	鳥取	兵庫	京都	福井	岐阜	長野	群馬	栃木	茨城
					広島	岡山		大阪	滋賀			山梨	埼玉	千葉
長崎	佐賀	福岡						奈良	三重	愛知	静岡		東京	
		熊本	大分				愛媛	香川				神奈川		
		鹿児島	宮崎				高知	徳島						
沖縄														

環境影響評価条例における風力発電所の規模要件

- 風力発電所を対象事業としている条例の第1種事業の規模要件は、7,500kWが13（10県、3政令市）と最も多く、次いで5,000kWが多い（9県、3政令市）。

凡例

50,000kW以上
10,000kW
7,500kW
5,000kW～7,500kW未満（福島県の7,000以外はすべて5,000 kW）
5,000kW未満
風力発電所は対象外

政令指定都市

札幌市
仙台市
さいたま市
千葉市
横浜市
川崎市
相模原市
新潟市
静岡市
浜松市
名古屋市
京都市
大阪市
堺市
吹田市
神戸市
尼崎市
岡山市
広島市
北九州市
福岡市

※第1種事業の下限値を示している。

※地域区分がある場合は、自然環境保全上の指定区域等ではない一般的な地域の基準を採用。相模原市は、風力発電所立地の可能性があると想定されるB地域の基準。

50,000kW以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 政令指定都市

凡例

☐ 条例の対象規模に上限を定めている

(仮に法対象規模を引き上げた場合、法と条例の対象規模に隙間を生じる)

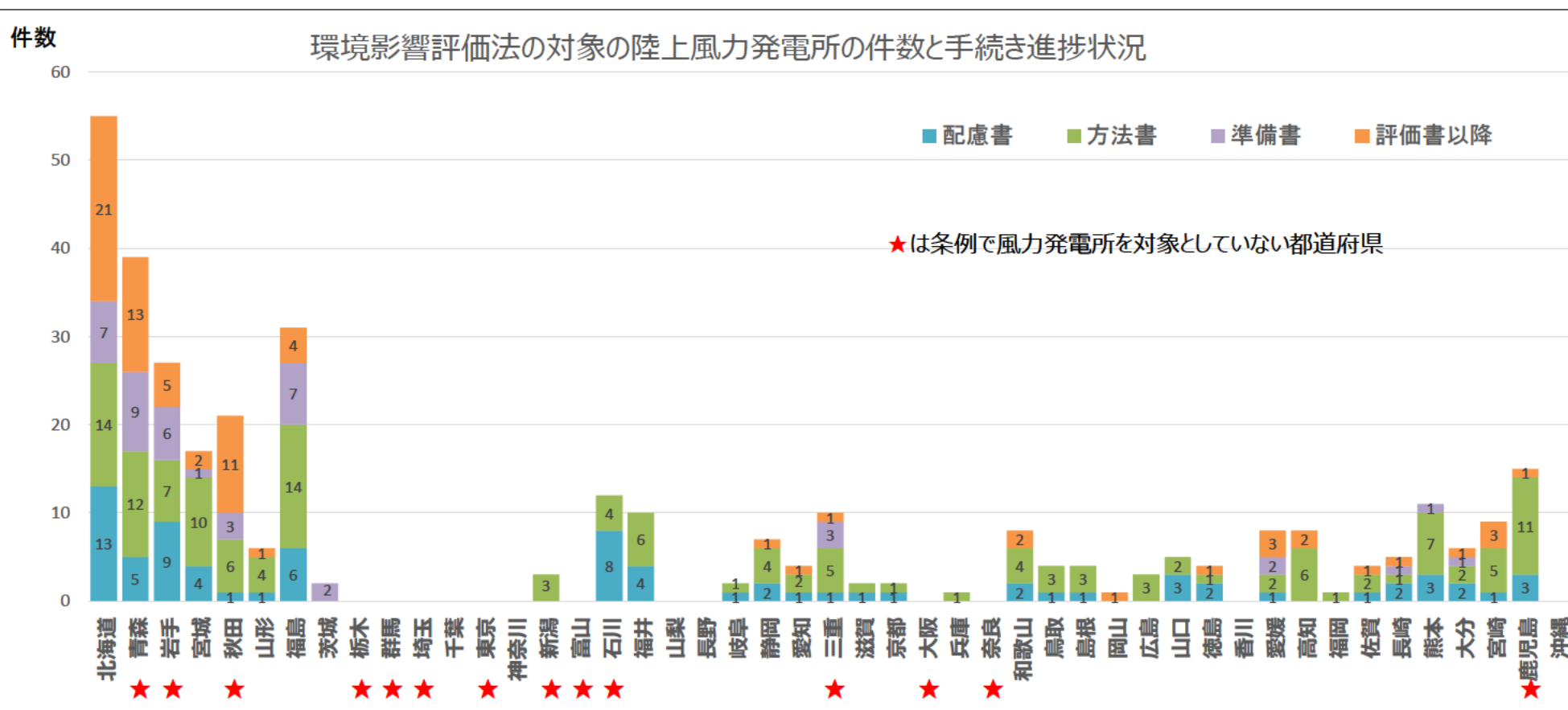
☐ 風力発電所は対象外

※川崎市は10万kW以上（第一種）、名古屋市は5万kW以上

13

環境影響評価法による風力発電所の手続き実施状況（都道府県別）

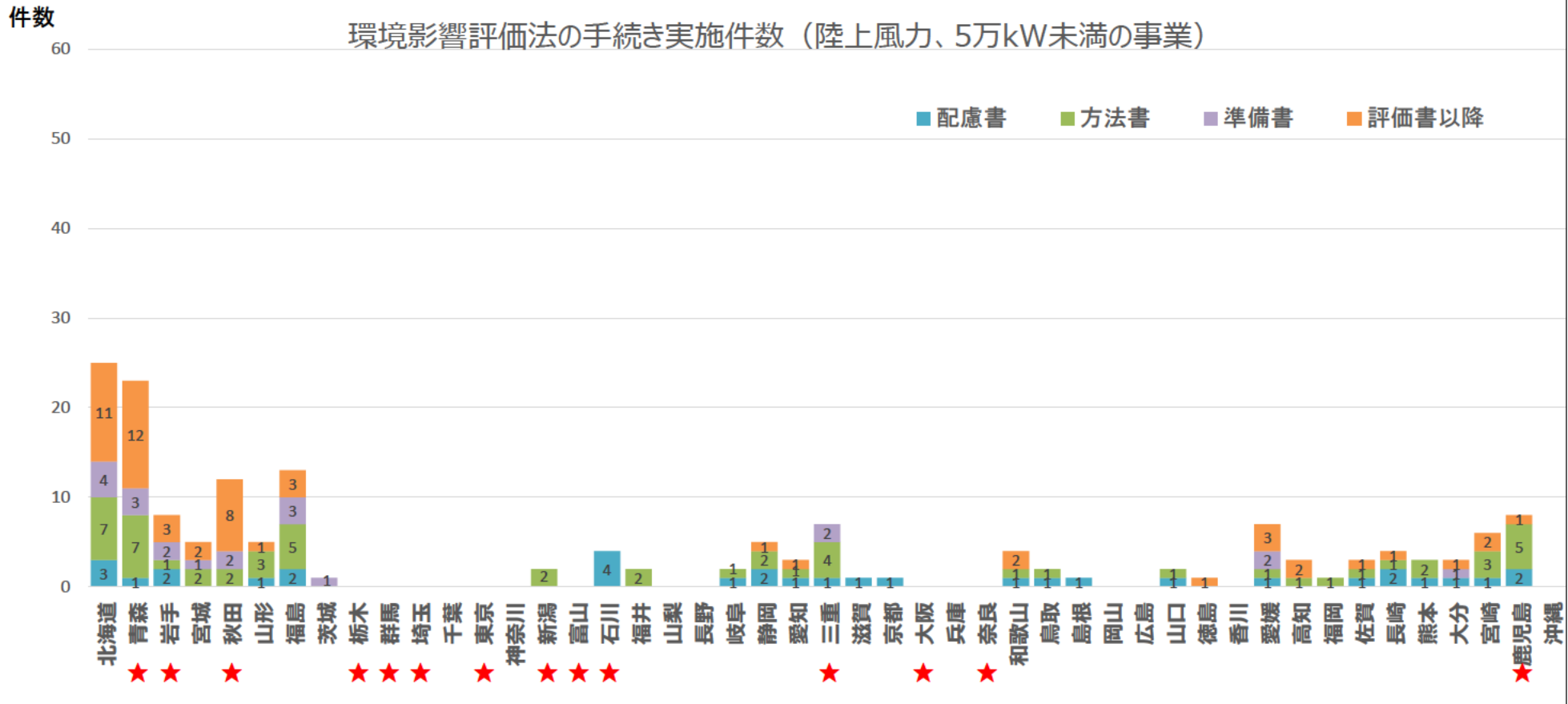
- 環境影響評価法の対象の風力発電所の件数は、評価書以降の事業も含めると北海道が最も多く（55件）、ついで青森県（39件）、福島県（31件）、岩手県（27件）などとなっている。



※複数県にまたがる事業は、それぞれでカウントした
 ※2021年1月26日現在の公開データに基づく陸上風力発電所を対象とした
 ★は条例で風力発電所を対象としない都道府県

環境影響評価法による風力発電所の手続き実施状況（都道府県別）

- 5万kW未満の事業では、評価書手続きまで完了したものが56件、現在手続き実施中のものが111件となっている。



※複数県にまたがる事業は、それぞれでカウントした
 ※2021年1月26日現在の公開データに基づく
 ★は条例で風力発電所を対象としていない都道府県

環境影響評価条例の内容に関する調査



- 都道府県及び政令市の環境影響評価条例を対象に、各種規定や標準的な審査回数等について調査を行った※R2年1月25日現在

調査内容	調査結果
① 隣接する都道府県知事との協議規定	ほぼすべての条例に規定あり。 (44/47都道府県)
② 環境大臣等に意見を聴く規定	確認されなかった。
③ 条例を遵守しない事業者への勧告などに関する規定	すべての都道府県で、勧告・公表の規定あり、 罰則については規定なし。
④ 法対象事業と条例対象事業の審査期間の比較 (期間、審査日数、審査会開催回数)	ほとんどの都道府県、政令市において、法対象 事業と条例対象事業の審査の期間、審査日 数、審査会開催回数に差はない。

(参考) 隣接する都道府県知事との協議規定

- ほぼすべての都道府県で、隣接する都道府県知事との協議に関する規定がある

	自治体数	割合
規定あり	44	94%
規定なし	1	2%
その他（地続きで隣接しない※）	2	4%

※北海道、沖縄県

規定の例（長野県環境影響評価条例、抜粋）

第12章 雑則

（隣接県の知事との協議）

第44条 知事は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に県の区域に属しない地域が含まれている場合において、必要があると認めるときは、当該地域における環境影響評価に関して、**当該地域を管轄する県知事と協議**するものとする。

(参考) 条例を遵守しない事業者への勧告などに関する規定

- すべての都道府県が、条例に従わない等の悪質な事業者に対する勧告・公表を規定
- なお、罰則についての規定は全ての都道府県で規定なし

規定の例（長野県環境影響評価条例、抜粋）

（勧告及び公表）

第43条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第5条第6項の規定【※1】に違反して第2種事業を実施し、又は第26条第1項（同条第3項及び第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定【※1】に違反して対象事業を実施した者

【※1補足】第2種事業の判定結果の通知前や、対象事業の公告前に事業着手をしてはならないとする規定

- (2) この条例の規定に違反して、環境影響評価その他の手続を行わない者

- (3) 配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書、第31条第1項の報告書又は施工状況等報告書に虚偽の事項を記載して送付した者

- (4) 第31条の7第1項又は第32条第2項の規定により求められた措置【※2】を講じない者

【※2補足】事後調査報告書等の結果から、必要に応じて求められる環境保全措置

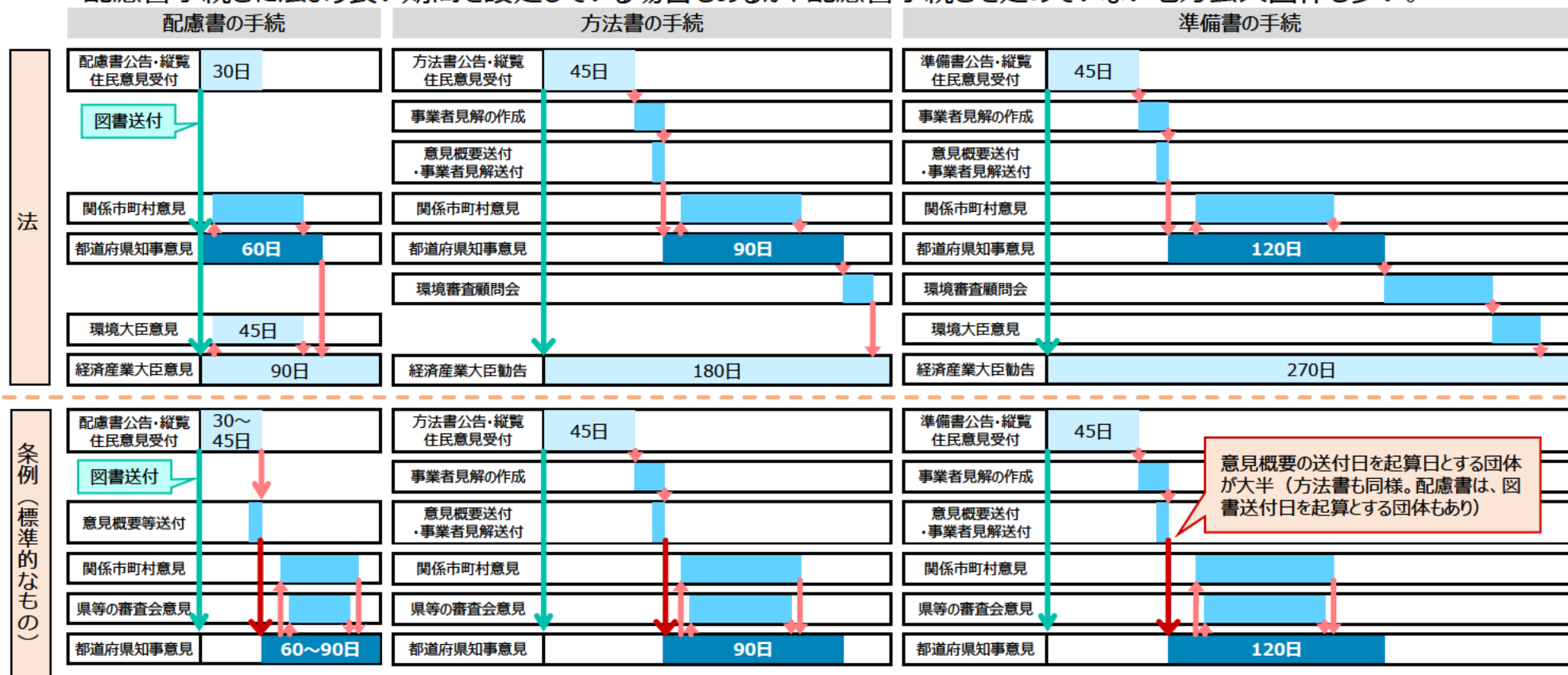
- (5) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による立入調査【※3】を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【※3補足】必要な限度における、事業者等の事務所や対象事業実施区域への立入

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(参考) 法対象事業と条例対象事業の審査期間の比較

- 条例対象事業における標準的な審査期間は、知事等の意見発出までの期間でみると、法対象事業と比べて大きく変わらない。
- ほとんどの条例で、方法書・準備書の審査期間は、法対象事業における知事意見形成のための審査期間（90日、120日）と概ね同じ
- 配慮書手続きに法より長い期間を設定している場合もあるが、配慮書手続きを定めていない地方公共団体も多い。

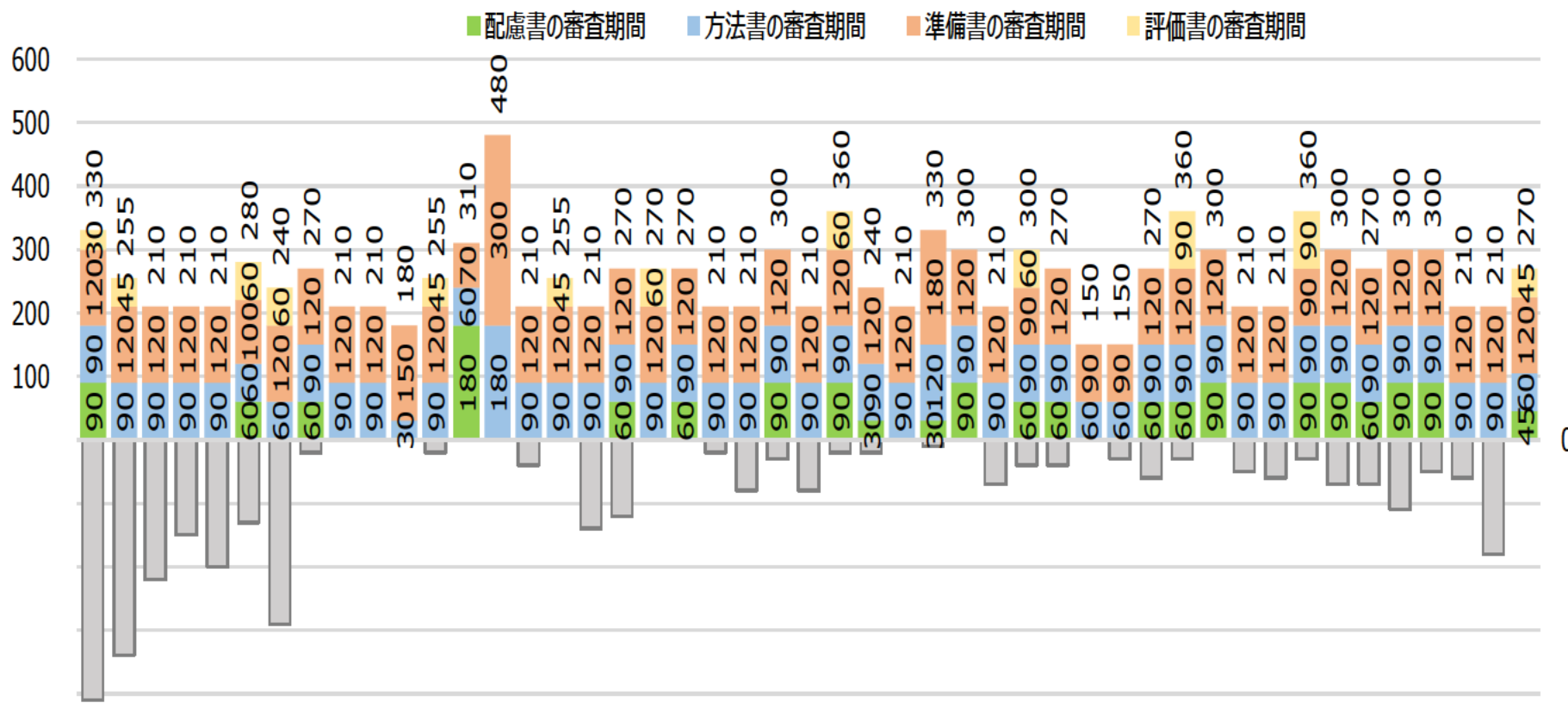


※「標準的」とは、全都道府県のなかで最も多く規定される日数（配慮書：60又は90日（9団体）、方法書…90日（38団体）、準備書…120（38団体）
 なお、配慮書手続きをもつのは47都道府県のうち22

(参考) 各都道府県における審査期間の規定

- 多くの都道府県で、法対象事業と同様の標準的※な日数（方法書90日、準備書120日）をなっている
※「標準的」とは、全都道府県のなかで最も多く規定される日数（配慮書：60又は90日（9団体）、方法書…90日（38団体）、準備書…120（38団体）
- 配慮書手続は規定していない都道府県もある（東北5県、石川県、宮崎・鹿児島）

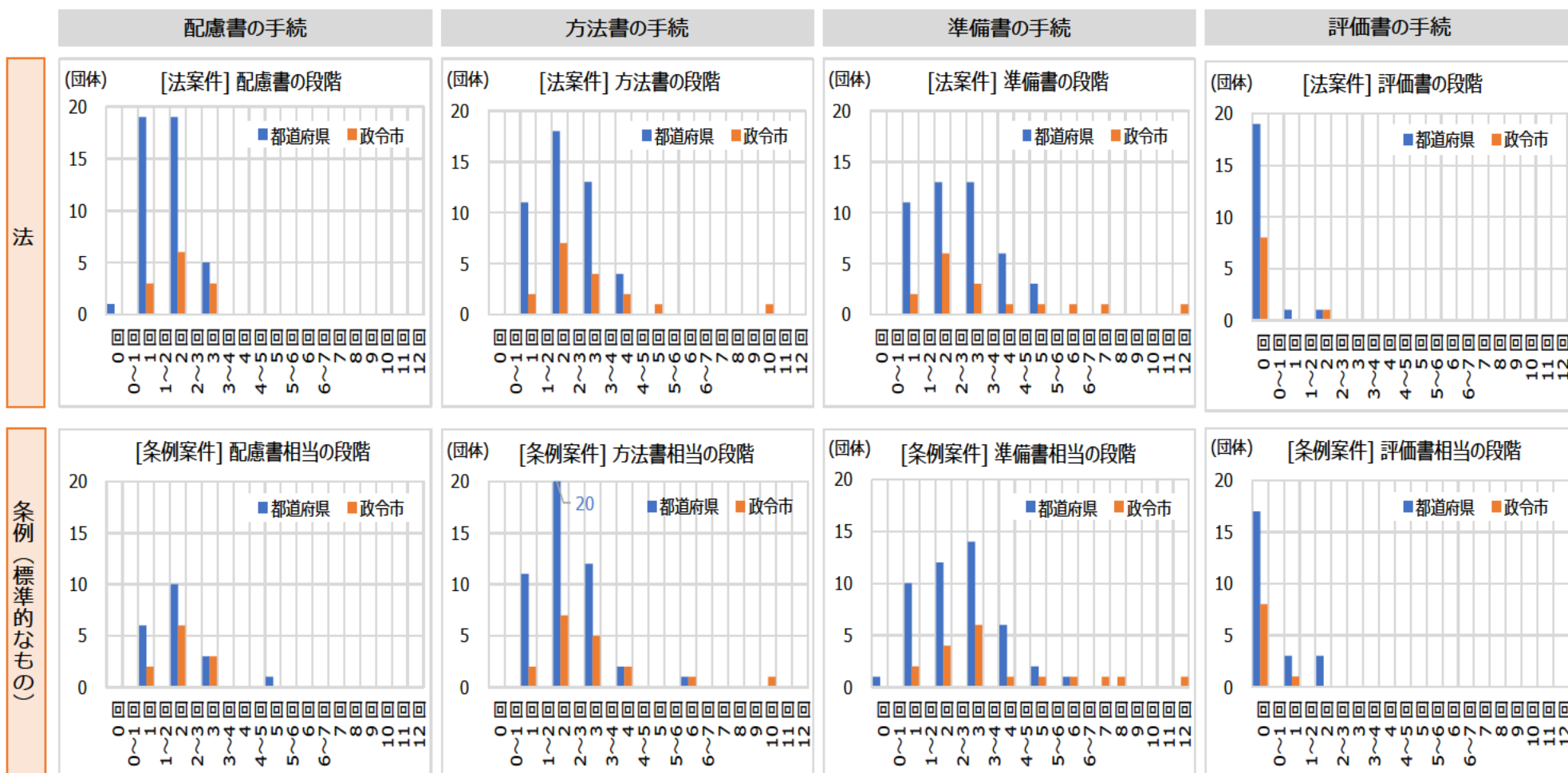
環境影響評価条例に規定されている審査期間



(参考) 法対象事業と条例対象事業の審査会の開催数の比較

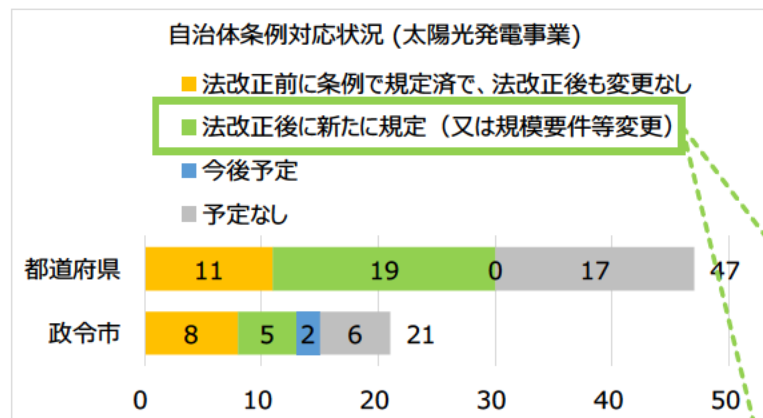
- 審査会での審査回数※1は、法対象案件と条例対象案件で大きく変わらない傾向
- 配慮書では2回程度※2、方法書では2回程度、準備書では2～3回程度が多い傾向

※1…「都道府県・政令市における環境影響評価に係る審査等に関する調査」(実施期間：R1.12～R2.1) から、標準的な審査回数についての回答
 ※2…ただし条例での配慮書相当規定がない自治体もある



条例改正に要する期間（太陽光発電に関する改正時の例）

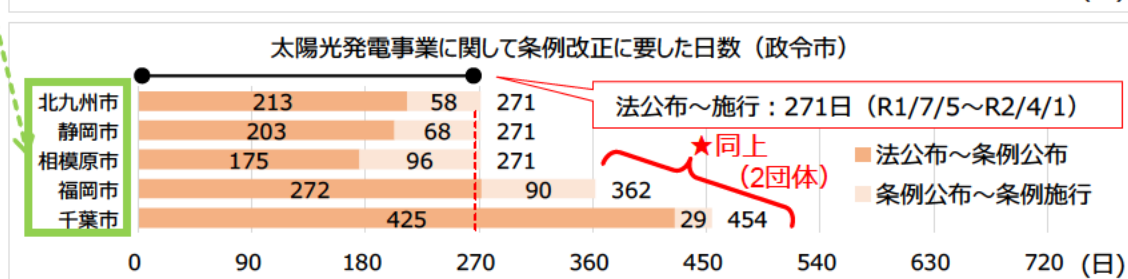
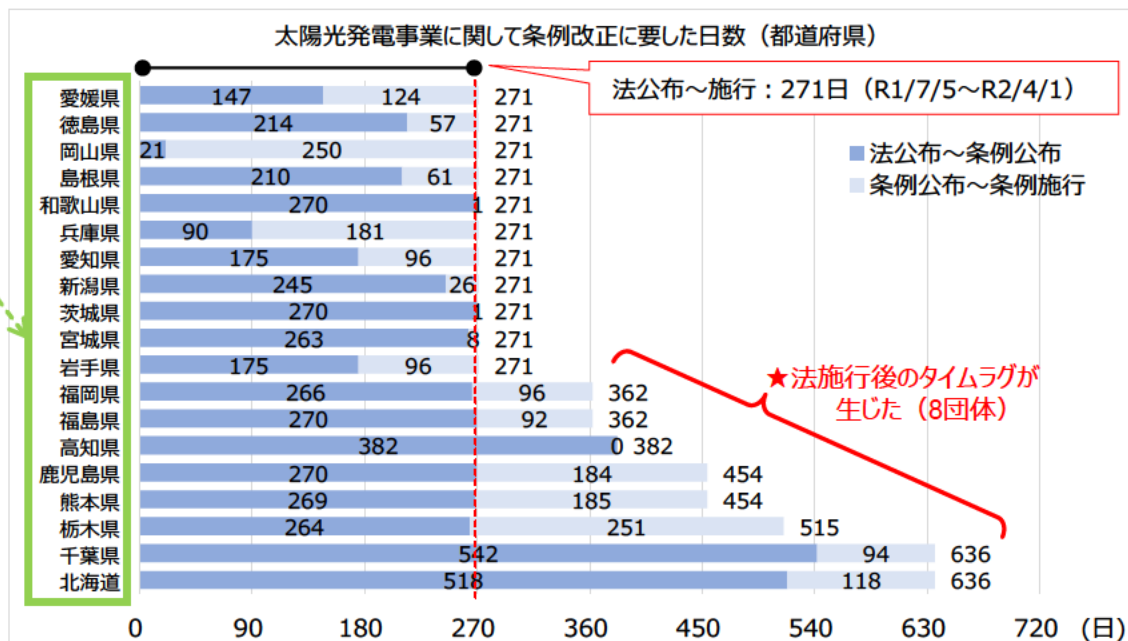
- 環境影響評価法における太陽光発電の政令改正では、公布（R1/7/5）から施行（R2/4/1）までに約270日の猶予期間を設定。
- 法の改正後に、条例の改正に着手したのは24自治体（19道県、5政令市）であり、うち9自治体（8府県、2政令市）で、条例施行日が法施行日（R2/4/1）以降となっていた。



出典：自治体へのアンケート（環境省実施：R●年●月～●月）
 ※「規定」は、「電気工作物」や「工場事業場用地の造成」等に該当するものとして規定されている場合も含む

参考：■（法改正前に規定済で法改正後も変更なし）の該当自治体

都道府県	青森県、山形県、埼玉県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県、山口県、香川県、大分県、宮崎県、
政令市	仙台市、川崎市、浜松市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市



再生可能エネルギー発電に関連する条例

- 再エネのトラブル事例が見られる中で、風力発電（再エネ）事業と自然環境等の調和を図る条例を制定する自治体も増えてきている（検索で59件がヒット）。
- うち、許可制とするもの10件（保全地域等のみ許可を含む）、禁止区域・抑制区域・保全地域等を指定できるもの44件、地元や利害関係はへの説明・協議・同意等を具体的に記載するもの25件
- 他に既往の条例で風力発電への規制等を強化するものもみられる。（騒音2件、景観1件）

特徴的な条例タイプの例

類型	自治体	条例名	制定年	備考
許可制をとるもの	茨城県常陸太田市	再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例	H31	20kW以上の風力発電は市長の許可
禁止区域等の設定があるもの	北海道浜中町	再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	R3	届出制、禁止区域を指定できる
	宮城県丸森町	環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	R2	届出制、抑制区域を指定できる
住民の合意等の制約があるもの	静岡県磐田市	自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	R2	地元自治会と協定締結
	八幡浜市	八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例	R2	地区代表者の合意

調査方法：都道府県及び風力発電の立地が想定される市町村のサイトのチェック、及びキーワードによるインターネットと検索を実施。2021年1月末現在風力発電事業事業を対象としているものを抽出（小型風力発電だけを対象とするものは除外）

再生可能エネルギー発電に関連する条例

特徴的な条例タイプの例（つづき）

類型	自治体	条例名	制定年	備考
特定の地域、対象との調和を求める条例	茨城県つくば市	筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例	H28	禁止区域あり
	静岡県富士宮市	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	H27	抑制区域あり
既往の条例等の改正で風力規制を強化するもの	和歌山県	公害防止条例施行規則の改正（風力発電施設の騒音規制）	H31改正	騒音に係る特定施設に、20kW以上の風力発電施設を追加 兵庫県でも同様の条例改正を検討中
	岐阜県高山市	美しい景観と潤いのあるまちづくり条例	H29改正	風力は規模にかかわらずすべて届け出。 また、設置を禁止する区域（禁止区域）、設置が望ましくない区域（抑制区域）、設置に配慮を求める区域（配慮区域）を設定

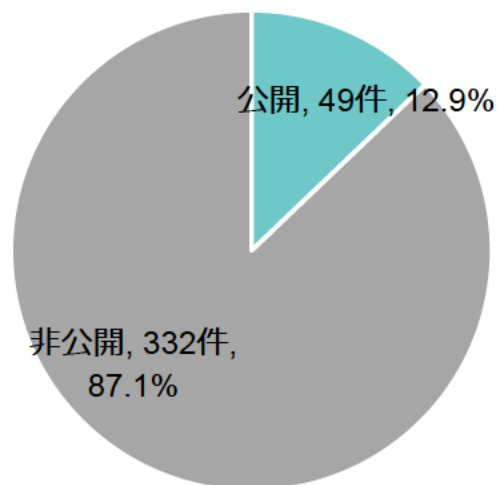
調査方法：都道府県及び風力発電の立地が想定される市町村のサイトのチェック、及びキーワードによるインターネットと検索を実施。2021年1月末現在風力発電事業事業を対象としているものを抽出（小型風力発電だけを対象とするものは除外）

環境影響評価制度の運用に関する情報

環境影響評価図書の公開の状況（風力発電所）①

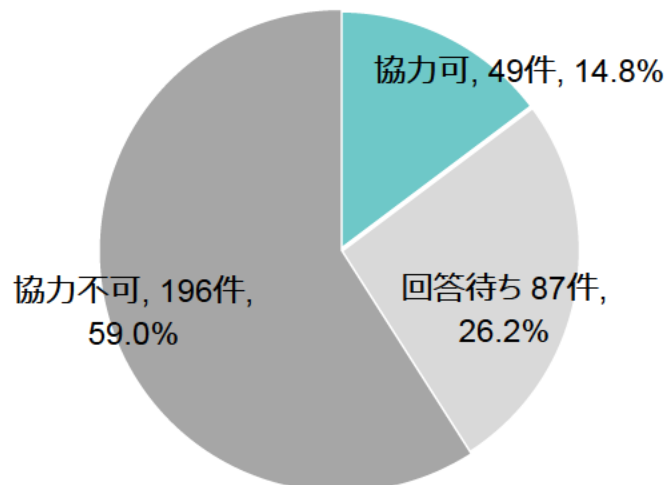
- 環境省では、平成30年4月より、事業者の協力を得て環境影響評価図書を公開している。
- 風力発電所については、全事業数に占める公開の割合は12.9%（49件）。
- 協力依頼を行った事業数のうち、協力可は14.8%、協力不可は6割近くを占めた。

風力発電所の環境影響評価図書の公開状況



※N=381（2021.1.26時点の法対象事業数
ただし廃止・2種事業・分割を除く）

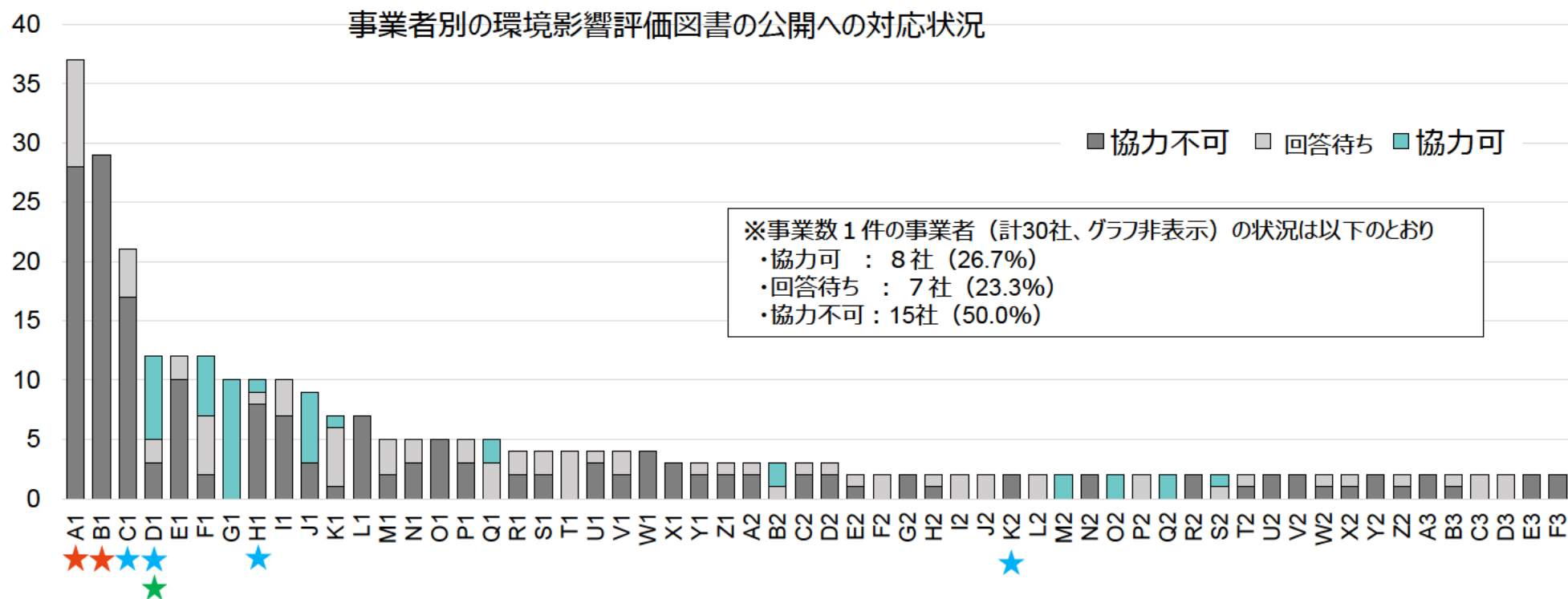
環境影響評価図書の公開依頼に対する回答状況



※N=332（2021.1.20時点の公開協力依頼事業数）

環境影響評価図書の公開の状況（風力発電所）② 事業者別

- 環境影響評価図書の公開について、協力を依頼した事業者（88社）のうち、依頼に応じたのは20社（22.7%）。
- 特に、事業数の上位3社から協力が得られていない。

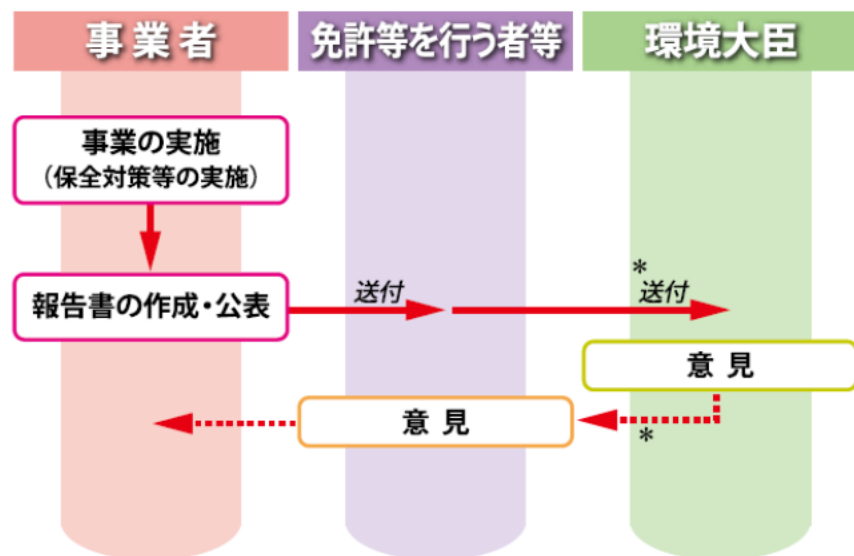


- ★ 依頼の結果、「今後も全図書非公開の方針」との回答のため、以降の依頼を行っていない案件（B1社:2件, C1社:5件）についてはグラフの依頼数に含まれていない
- ★ 図書の公開は限定的（図書館でのみ可、WEBは不可）とした事業者
- ★ 「評価書までは非公開の方針」と回答した事業者

環境影響評価法における事後調査と報告書手続き

- **「事後調査」**：選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等において、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査
- **「報告書手続き」**：事後調査の結果を図書にとりまとめ、免許等を行う者等へ送付し、公表
- **「環境監視」**：事業者が他の法令等に基づき、あるいは必要に応じて実施する環境の状況等を把握するための調査・測定等の取組で、事後調査の要件に該当しない（不確実性がない）もの
→ アセス法上は公表の規定はなく、地元との協定等に基づき公表される場合がある

報告書の手続



*免許などを行う者が都道府県等である場合は除く。

「報告書手続き」に係る特例

- 港湾計画の場合：
報告書手続きは行われな
- 発電所の場合：
報告書手続きは報告書の公表のみ

事後調査の内容の分析（調査対象の報告書、評価書）

- これまでに公表された「報告書」11件のうち、公表時に内容を把握できた10件と、評価書（経過措置案件を除く）36件における事後調査計画を対象に、事後調査の内容を分析した。

分析対象とした報告書一覧

番号	事業名	着工月	運転開始日	報告書公表日	運転開始後報告書公表までの日数
1	大間風力発電所建設事業	2014/10	2016/5/26	2018/10/2	859
2	（仮称）由利本荘海岸風力発電事業	2015/7	2017/1/31	2018/11/1	639
3	中九州風力発電所設置事業	2014/10	2016/9/3	2018/11/12	800
4	能代地区における風力発電事業	2014/11	2016/12/1	2019/1/25	785
	（第2回）			2020/3/30	430※
5	高森高原風力発電事業	2016/4	2018/1/1	2019/4/17	471
6	印南風力発電事業	2016/4	2018/6/1	2019/10/21	507
7	横浜町雲雀平風力発電事業	2016/4	2018/2/1	2019/12/2	669
8	石狩湾新港風力発電所	2016/9	2018/1/1	2020/2/4	764
9	天北風力発電所	2016/9	2018/5/2	2020/2/18	657
10	姫神ウィンドパーク事業	2016/9	2019/4/1	2020/10/29	577

事後調査の内容の分析（事後調査の対象項目）

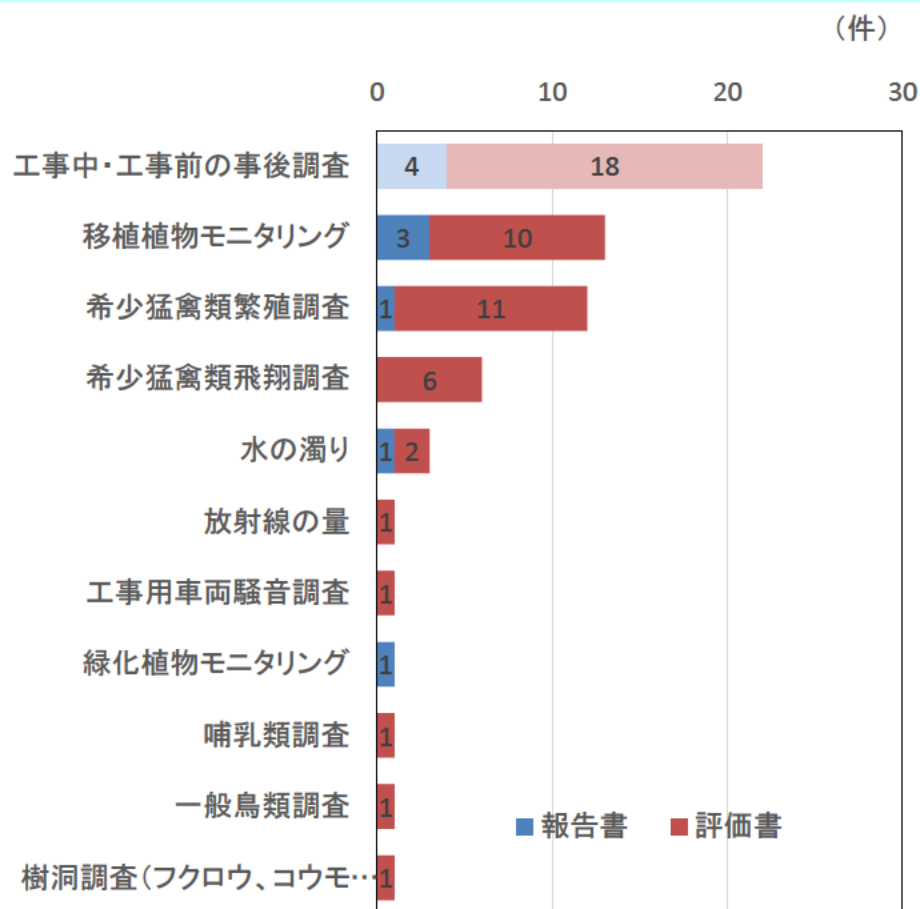
- 評価項目として選定された項目のうち、鳥類を含む「動物」、運転開始後の「騒音」が多く事後調査の項目となっている。一方、景観は事後調査は0件。

環境項目		影響評価項目		事後調査項目	
		工事中	運転開始後	工事中	運転開始後
大気環境	大気質	43		0 (-%)	
	騒音	43	46	1 (2%)	26 (57%)
	振動	42		0 (-%)	
水環境	水の濁り	41		3 (7%)	
その他の環境	地形地質	10		0 (-%)	
	風車の影		41		7 (17%)
	電波障害		23		0 (-%)
動物		46		46 (100%)	
植物		46		17 (37%)	
生態系		46		7 (15%)	
景観			46		0 (-%)
人触れ		43	37	0 (-%)	1 (3%)
廃棄物等	廃棄物等	44		0 (-%)	
	温室効果ガス	6	1	0 (-%)	0 (-%)
放射線の量		1		1 (100%)	

事後調査の内容の分析（工事中の調査項目）

- 46件中22件において工事中の事後調査を実施又は計画
- 工事中においては移植植物モニタリング調査、希少猛禽類繁殖調査が多い。

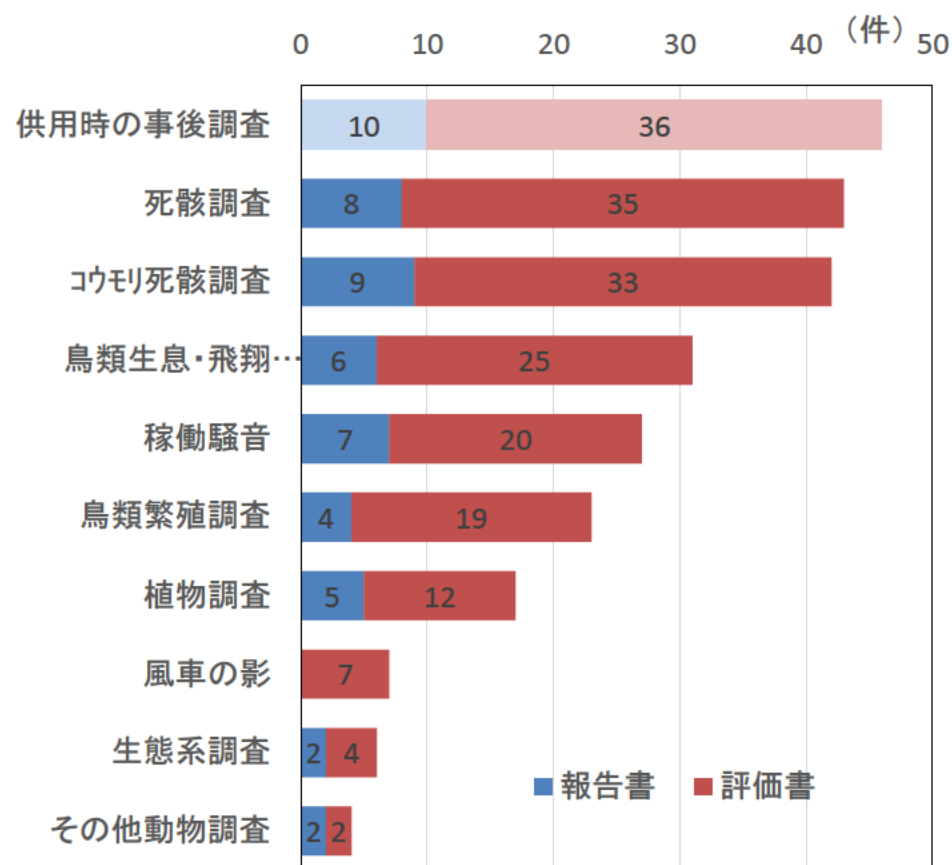
工事中・工事前の調査項目		事後調査			
		件数	%	報告書	評価書
実施件数		22	100.0	4	18
移植植物モニタリング		13	59.1	3	10
希少猛禽類繁殖調査		12	54.5	1	11
希少猛禽類飛翔調査		6	27.3	0	6
水の濁り		3	13.6	1	2
その他	放射線の量	1	4.5	0	1
	工事用車両騒音調査	1	4.5	0	1
	緑化植物モニタリング	1	4.5	1	0
	哺乳類調査	1	4.5	0	1
	一般鳥類調査	1	4.5	0	1
	樹洞調査（フクロウ、コウモリ）	1	4.5	0	1



事後調査の内容の分析（運転開始後の調査項目）

- 46件すべてにおいて運転開始後の事後調査を実施又は計画
- 運転開始後においては死骸調査（鳥類、コウモリ類）、鳥類調査、騒音調査が多い

運転開始後の調査項目	事後調査			
	件数	%	報告書	評価書
実施件数	46	100.0	10	36
死骸調査	43	93.5	8	35
コウモリ死骸調査	42	91.3	9	33
鳥類生息・飛翔調査	31	67.4	6	25
稼働騒音	27	58.7	7	20
鳥類繁殖調査	23	50.0	4	19
植物調査	17	37.0	5	12
風車の影	7	15.2	0	7
生態系調査	6	13.0	2	4
その他動物調査	4	8.7	2	2

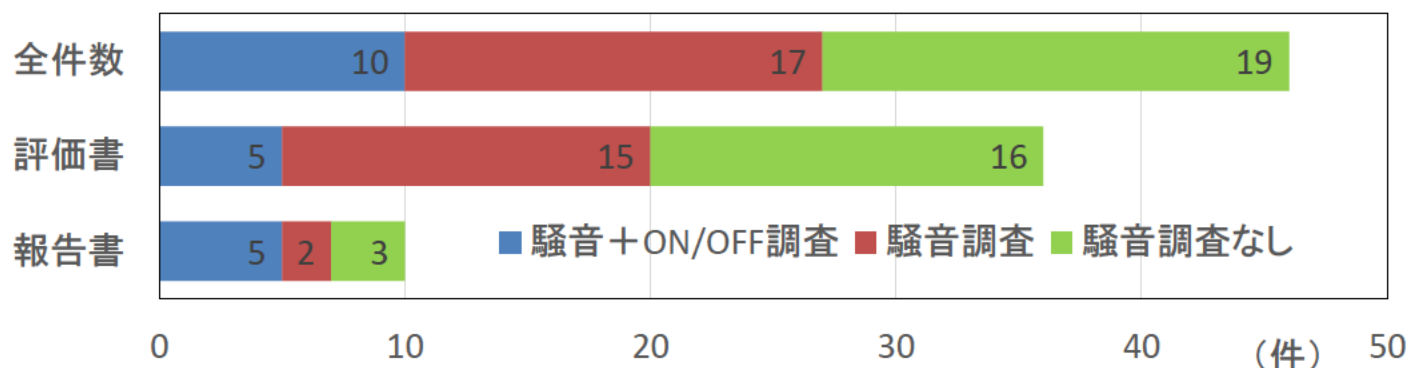


(参考) 事後調査の内容

【運転開始後 騒音】

- 報告書7件（70%）、評価書20件（58%）、計27件（59%）で騒音の事後調査を実施
- 報告書5件（50%）、評価書5件（14%）、計10件（24%）でON/OFF調査を実施

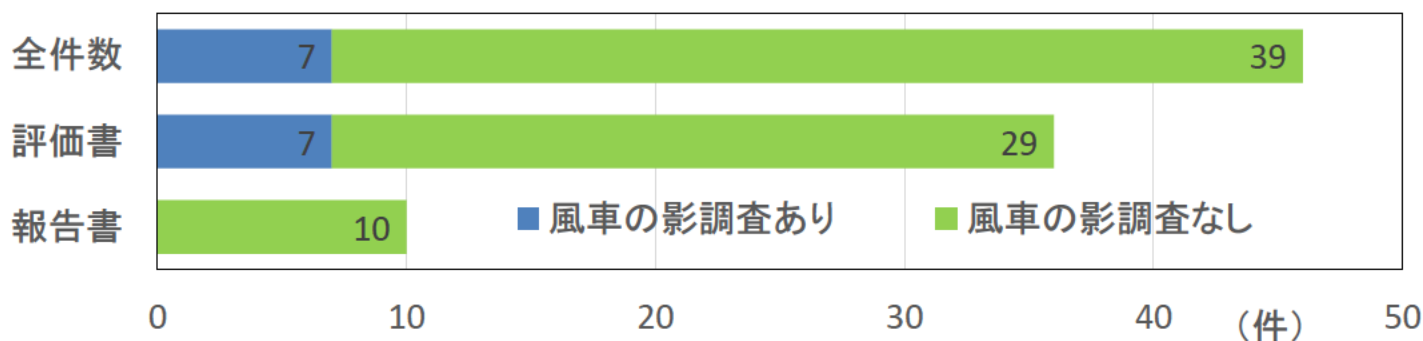
風車騒音の
事後調査件数



【運転開始後 風車の影】

- 報告書0件（0%）、評価書7件（19%）、計7件（15%）で風車の影の事後調査を実施

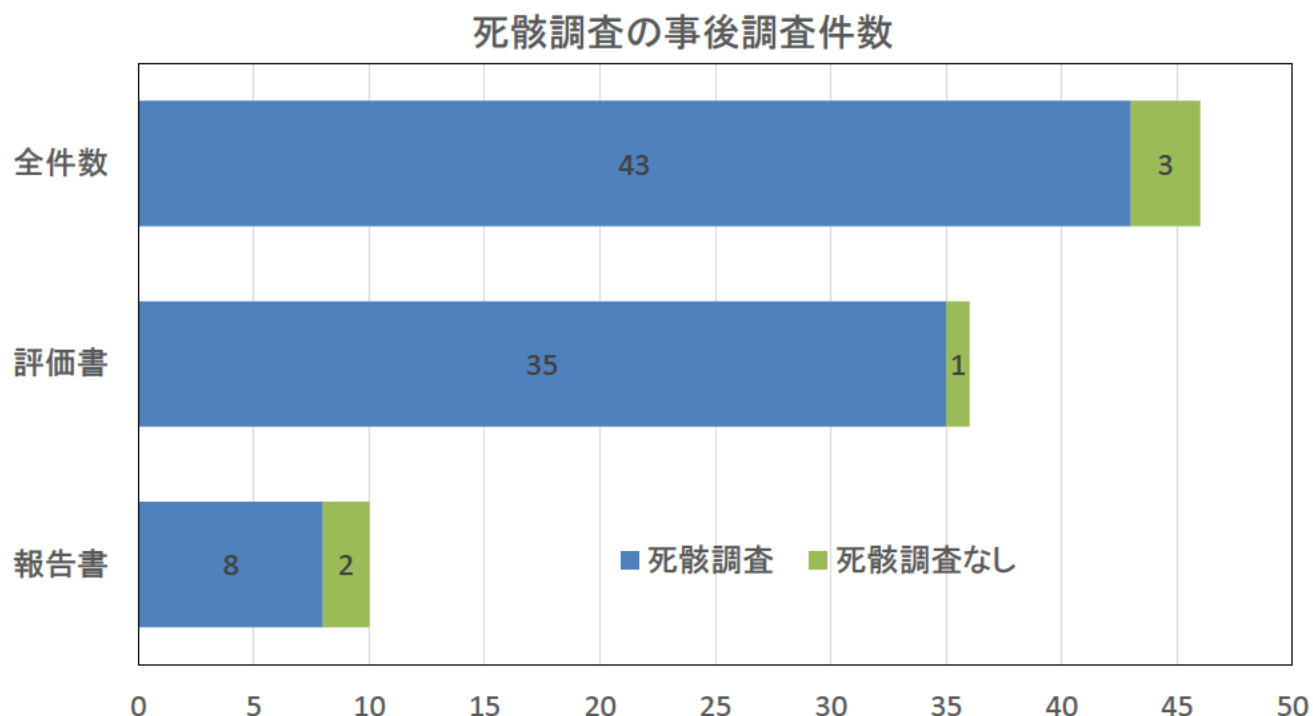
風車の影の
事後調査件数



(参考) 事後調査の内容

【運転開始後 死骸調査】

- 報告書8件（80%）、評価書35件（97%）、計43件（93%）で鳥類の事後調査を実施
- 大部分の案件で、鳥類・コウモリ類の死骸を対象としているが、事後調査のうち報告書の1件、評価書の2件は、コウモリ類の死骸を対象とするかどうか示されていない。

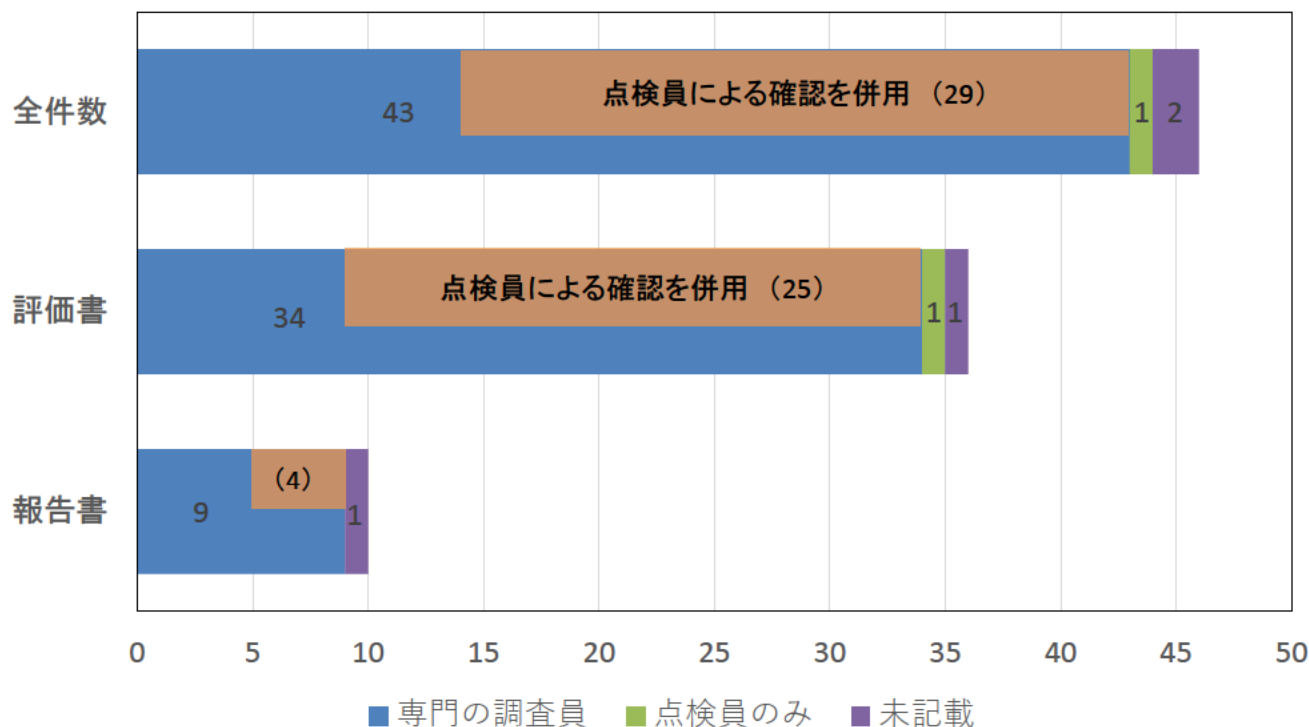


(参考) 事後調査の内容

【運転開始後 死骸調査の従事者】

- 報告書9件（90%）、評価書34件（94%）、計43件（93%）で専門の調査員が担当
- 報告書4件（40%）、評価書25件（69%）、計29件（63%）で点検員による確認を併用
- 専門の調査員による調査が大部分であり、点検員のみによる調査は1件（2%）のみ

死骸調査の調査担当者の区分



風力発電機のメンテナンスを専門とする点検員による確認に際しての取組事例

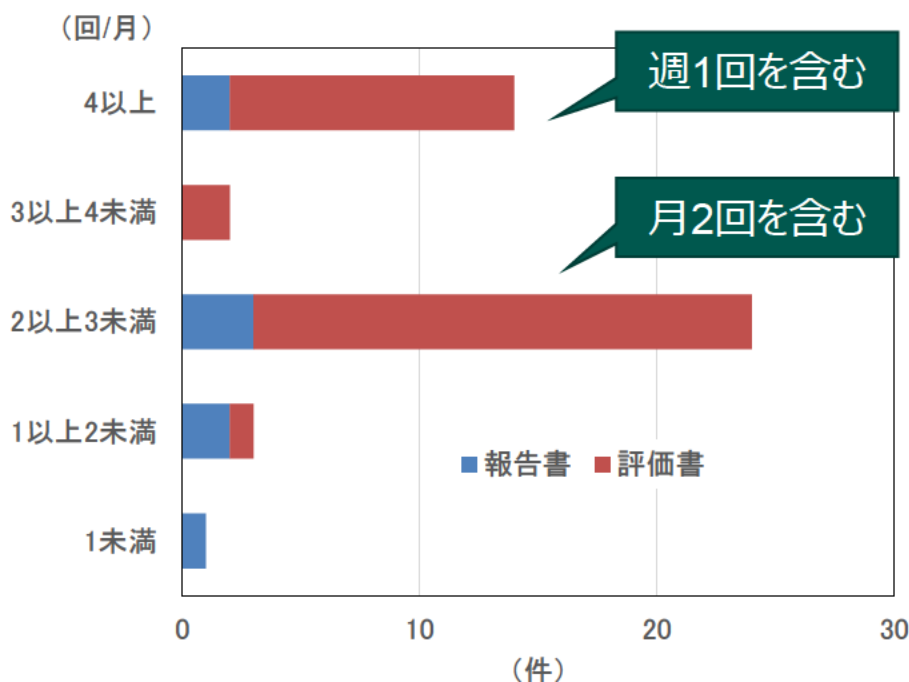
- 自社マニュアルを作成
- 点検員向け講習を実施など

(参考) 事後調査の内容

【運転開始後 死骸調査の調査頻度】

- 1か月あたりの回数として求めた調査頻度（専門調査員による調査）は以下のとおり
 報告書：最小0.9回/月、最大4.4回/月、平均2.3回/月
 評価書：最小1.4回/月、最大4.0回/月、平均2.7回/月

調査頻度（回/月）	報告書	評価書	計
1未満	1	0	1
1以上2未満	2	1	3
2以上3未満	3	21	23
3以上4未満	0	2	2
4以上	2	12	14
計	8	36	43
最少頻度	0.9	1.4	0.9
最多頻度	4.4	4.0	4.4
平均頻度	2.3	2.7	2.7



- 「月2回」、「週1回」の記載が多数であることを反映した結果となっている。
- 渡りの時期や繁殖期に回数を増やす案件があるため、月あたりの数値が整数にならない場合がある。

(参考) 事後調査の内容

【運転開始後 死骸調査における持去り率の考慮】

- 持去り率を考慮した調査・考察を実施する案件は、死骸調査を実施とした46件中7件であった。
- 「残存率調査結果を踏まえた死骸数の推定」1件
- 「スカベンジャーを記録するための自動撮影装置を設置」6件

「残存率調査結果を踏まえた死骸数の推定」

- (仮称) 上ノ国第二風力発電事業

【記載例】

「死骸残存率調査の結果を踏まえ、確認された個体数から、風力発電機ごとの調査範囲における衝突個体数を推定する。」

「スカベンジャーを記録するための自動撮影装置を設置」

- (仮称) 住田遠野風力発電事業
- 上北小川原風力発電事業
- 唐津・鎮西ウィンドファーム (仮称) 設置計画
- (仮称) 上勇知ウィンドファーム事業
- (仮称) 能代風力発電所リプレイス計画
- (仮称) 宮城加美風力発電事業

【記載例】

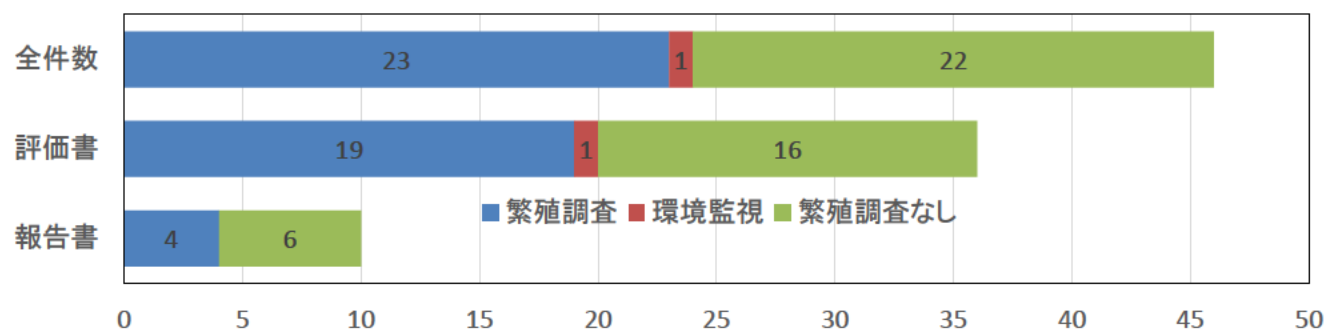
「スカベンジャーの利用状況を確認する目的で、補足的に自動撮影カメラ等による調査も実施する。」

(参考) 事後調査の内容

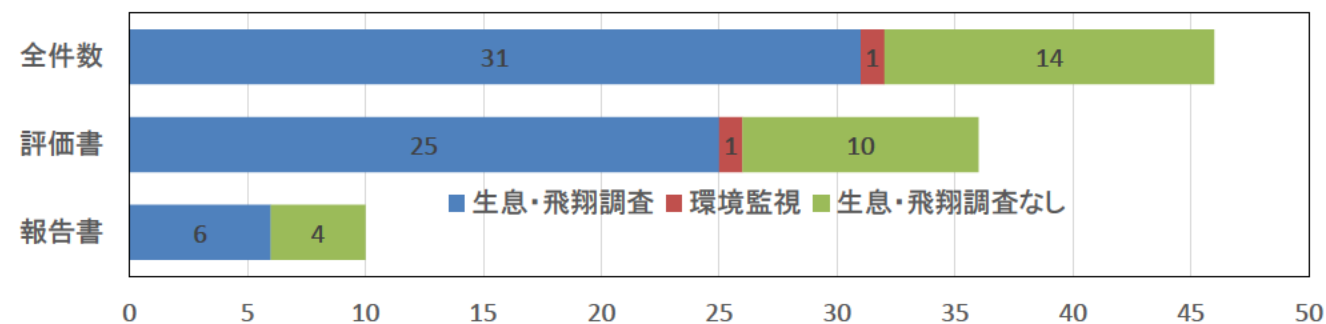
【運転開始後 鳥類調査】

- 報告書4件（40%）、評価書19件（53%）、計23件（50%）で鳥類繁殖調査を実施
- 報告書6件（60%）、評価書25件（69%）、計31件（67%）で鳥類生息・飛翔調査

鳥類繁殖調査の事後調査件数



鳥類生息・飛翔調査の事後調査件数

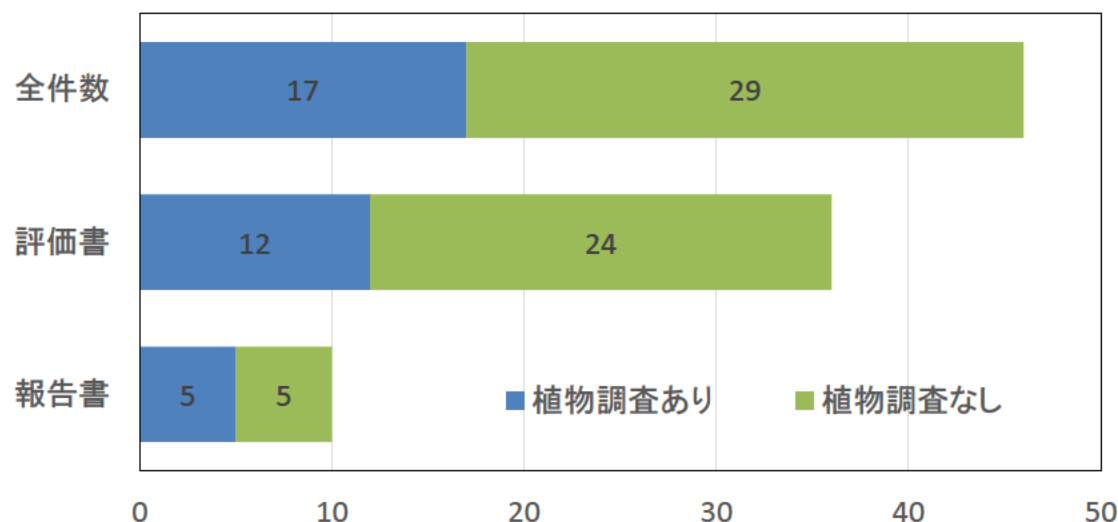


(参考) 事後調査の内容

【運転開始後 植物調査】

- 報告書5件（50%）、評価書12件（33%）、計17件（24%）で植物調査を実施
- 植物調査の内容としては、移植植物のモニタリングが最多となっている。

植物調査の事後調査件数

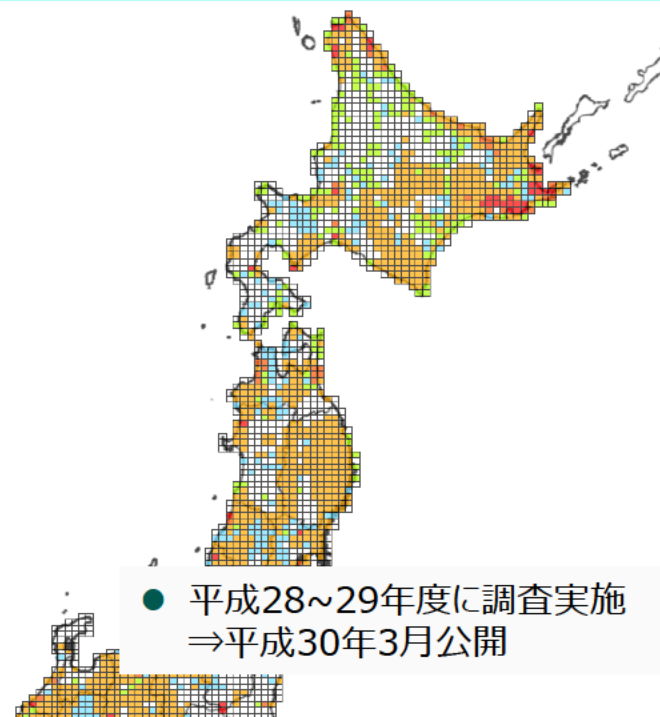


植物事後調査の内容	報告書	評価書	総計
移植植物モニタリング	4	11	15
移植植物及び緑化		1	1
緑化後のモニタリング	1		1
総計	5	12	17

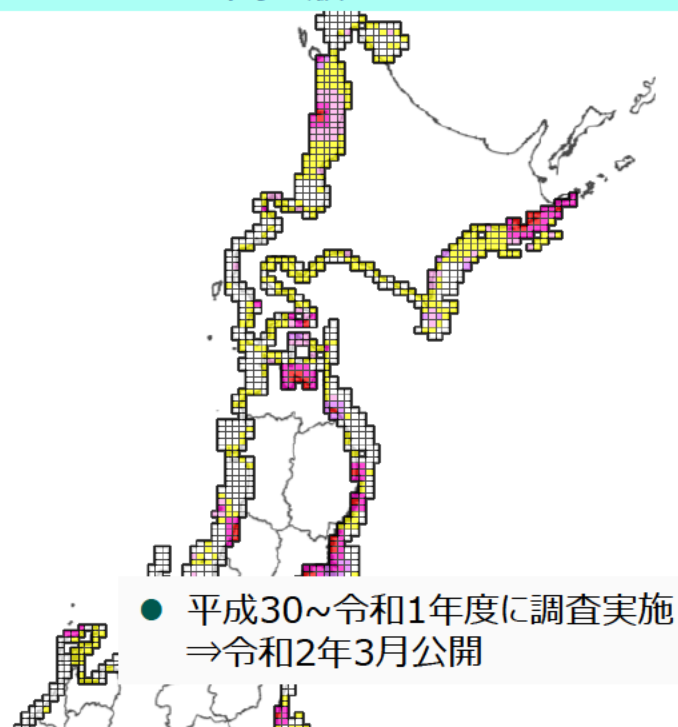
風力発電における鳥類のセンシティブティマップの公表（第1回資料再掲）

- 風力発電の導入に当たっては、鳥類への影響（バードストライク）のへの適切な配慮が必要。
- 事業者が立地を選定する初期の段階において、鳥類への影響のリスクが高い区域をあらかじめ把握することで、鳥類への影響や、事業リスクの低減を図ることが可能。
- 全国のすべての2次メッシュ（約10kmメッシュ）を対象として、「注意喚起レベル」を評価した「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」を作成。

風力発電における鳥類のセンシティブティマップ
（陸域版）



風力発電における鳥類のセンシティブティマップ
（海域版）



環境影響評価の制度に関する情報

簡易な環境影響評価手続やスクリーニング等の制度

事例	特徴	導入する場合の課題等
■ 米国EAの例	- 方法書手続（スコーピング）がないため、プロセス全体は簡素化。 - 事業特性等に応じて、環境影響評価の内容、手続期間が大きく異なる。 - 自由度が高くメリハリがある反面、事業スケジュール等の予見可能性は低い	環境影響評価の内容に関して自由度が高い制度であり、事業ごとのメリハリを安定して運用するには実績の蓄積が必要。
■ 大店立地法、廃掃法等の例	- 評価項目や手法があらかじめ定まっているため、環境影響評価の内容、期間の見通しがたてやすい。 - 大店立地法手続きには住民手続きの規定あり。 - 廃掃法手続きの場合も、多くは条例で公衆関与を規定。	立地に応じたメリハリのあるアセスは実現できない（風力発電の場合は立地特性に大きく依存するため不向きか）
■ 条例アセスの簡易な手続きの例	- 方法書、準備書段階の住民手続きを行わないことでプロセスを簡素化。 - 審査会、市町村意見照会、事後調査手続きは条例アセスと同様に実施。	行政によるチェック機能が重視されており、住民関与の手続きが不十分。
■ 小規模火力発電、太陽光発電のガイドライン	- 法及び条例の対象規模より小さい事業に対して、自主的な配慮を促すためのガイドライン。 - 手順は簡略化しつつも、地域とのコミュニケーションと適切な環境配慮を重視。 - 太陽光発電ガイドラインでは、環境影響評価になじみの薄い事業者向けにわかりやすさを重視している。	自主的な取組のため、実効性が課題。開発許可等の許認可を扱う地方公共団体や、事業者団体等と連携した普及が重要。
■ 発電所第二種事業の判定の例	資料調査や簡易な手法でスクリーニング判定でき、基準が明示されており予見性が高い。	アセスの要否の判定のための仕組みであり、公衆関与の機会はない。

(参考) 制度事例① 米国EA制度

- 米国では、連邦政府が行う事業について、EIS（方法書、準備書、評価書のプロセスがあるアセス手続き）の対象にならないものはすべてEAの手続が行われる。
- EAにおける環境影響評価の内容や手続きの期間は、事業ごとに大きく異なる。

■ 米国EA制度の概要

- EIS（Environmental Impact Statement）の対象にならない事業では、基本的にEA（Environmental Assessment）を実施する（風力発電事業の場合、EISの対象にならないものはすべてEAの対象）
- 連邦政府が実施する事業は、別途規定されている除外対象以外のすべての事業が対象
- EAの特徴（EISとの主な違い等）
 - EISではスコーピング（方法書に相当）手続から開始するのに対して、EAでは、Draft EA（準備書に相当）から開始する。
 - Draft EAに対する住民意見や審査結果を踏まえ、EAを公開、重大な環境影響はないと判断された場合、FONSI（Finding of No Significant Impact（重大な影響が無い旨の所見））が発行される。
 - EA及びFONSIのそれぞれについて、公衆参加（意見聴取）の機会が設けられている。
 - EAの結果、重大な環境影響があると判断された場合にはEISに移行する。
 - EAにおける環境影響評価の内容は、事業ごとの住民意見や審査結果に応じて大きく異なり、数年間の現地調査を実施している例もあれば、資料調査のみの例もある。

(参考) 制度事例① 米国EA制度

- 風力発電事業のEAでは、規模によってはEISと手続き期間があまり変わらない例もある
- 風力発電事業のEAでは、EISと評価項目は同様、複数年にわたる現地調査を実施し、数百ページのアセス図書を作成している例がある

■ 風力発電事業のEAの例

➤ 手続き期間の例

手続き	案件	設置容量	手続き期間
EIS	A	220 MW	51か月
	B	400 MW	34か月
EA	C	90 MW	33か月
	D	20 kW	10か月
	E	99 MW	29か月
	F	2 MW	20か月
	G	217 MW	48か月

A～Fは、米国エネルギー省が関与した2013年から2017年に完成した風力発電所（陸上）のEIS及びEA（手続き期間は、手続きの公告から最終図書の公告までの期間を示している。）

出典：平成29年度諸外国の環境影響評価制度等調査業務報告書（平成30年3月）

Gは、2019年に手続きが完了した右記のEA図書目次例の事業で、手続き期間は現地調査の開始から最終図書の公告までの期間を示している。

※民間の風力発電事業の場合、50MWを超える事業でもEAを実施（EAを実施した案件C～GはすべてFONSIが発行されている）

➤ 風力発電事業（陸上）のEA図書の目次例

（総出力 217MWの民間事業、2019年手続き完了の事例（左表のG））

目次

- | | |
|------------------------------------|---------------------------|
| 1.0 序章（事業の目的及び必要性等） | 付属書A - 風力発電機特性 |
| 2.0 提案事業及び代替案の内容 | 付属書B - 音響調査 |
| 3.0 影響を受ける環境 | 付属書C - 草原の解析 |
| 3.1 土地利用、交通網等 | 付属書D - 野生生物報告書 |
| 3.2 地形及び地質 | 付属書E - 猛禽類の巣の調査報告書 |
| 3.3 水源 | 付属書F - 鳥類生息状況調査（1年目） |
| 3.4 大気質、気候 | 付属書G - 鳥類生息状況調査（2年目） |
| 3.5 騒音 | 付属書H - ハクトウワシの巣モニタリング |
| 3.6 生態系資源（植生、野生生物、希少種） | 付属書I - ウサギコウモリ類のコウモリ探知機調査 |
| 3.7 景観 | 付属書J - ウサギコウモリ類の生息確認調査 |
| 3.8 古生物学的資源 | 付属書K - アメリカシロヅル生息地評価 |
| 3.9 文化的資源 | 付属書L - 鳥類及びコウモリ類の保全計画 |
| 3.10 社会経済 | 付属書M - シャドーブルッカー解析 |
| 3.11 少数民族等 | 付属書N - 文化的資源に関する作成文書 |
| 3.12 健康及び安全（電磁波、風車の影等） | 付属書O - 事業による改変面積 |
| 4.0 環境影響 | 付属書P - 他の文書との整合性確認様式 |
| （3.0の項目ごとに提案事業と代替案の配慮事項、予測評価結果を記載） | 付属書Q - 説明会開催案内 |
| 5.0 累積的影響 | 付属書R - 住民意見及び当局による対応 |
| 6.0 関係諸機関（関係した連邦政府、地方政府、NGO等機関） | |
| 7.0 EA作成を担当した者一覧 | |
| 8.0 参照資料 | |

（本編約130頁、付属書約490頁、計約620頁の図書）

(参考) 制度事例① 米国EA制度

- 太陽光発電事業のEAでは、調査、予測、評価の実施内容も簡易な例がある

■ 太陽光発電事業のEAの例

- 検討項目は、前述の風力発電事業のEAと概ね同様
- ただし、実施している内容は、
 - ・ 資料調査に基づく現況把握
 - ・ 環境配慮事項の提案
 - ・ 定性的な予測、評価を実施
 の例がある
- 手続きに要した期間は約13か月
(事業の公告からFONSI発行まで)

➤ 太陽光発電事業のEA図書の目次例

(総出力10MW、2019年手続き完了の案件)

1.0 序章（事業の目的及び必要性等）	1
2.0 提案事業内容及び排除された代替案の検討過程	9
3.0 影響を受ける環境及び環境影響	19
3.1 大気質	20
3.2 地形及び地質	20
3.3 水源	21
3.4 生態系資源	22
3.5 景観	24
3.6 騒音	25
3.7 土地利用	25
3.8 文化的資源	26
3.9 社会経済資源	26
3.10 少数民族等	27
3.11 健康及び安全	27
3.12 インフラ	28
3.13 廃棄物管理	28
3.14 交通	29
3.15 回避できない影響	29
3.16 短期的及び長期的生産性の関係	29
3.17 修復、回復不可資源への責務	29
4.0 参照資料	30
付属書	32

(付属書含め、約40頁の図書)

(参考) 制度事例② 大店立地法、廃掃法のアセス制度

- 大店立地法や廃掃法では、対象となる事業の特性に応じて設定された項目に絞ったアセスを行っている（主に生活環境項目が対象）
- 大店立地法では、公衆関与の仕組みが規定されている。廃掃法の

■大規模小売店舗立地法（大店立地法）の例

- 大規模小売店舗（店舗の面積が1000平方メートル以上）を設置（変更）する者は、周辺地域の**生活環境への配慮事項を記載した届出書**を提出
- 配慮すべき事項に関する指針では、
 - ・ 立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測
 - ・ 地域住民への適切な説明（住民説明会の実施が規定されている）
 - ・ 都道府県からの意見に対する誠意ある対応等が定められている
- 基本計画の策定において、生活環境への影響の調査、予測、評価を行い、都道府県、地元市町村と事前協議を実施
- 生活環境への影響の調査、予測、評価は、**交通（渋滞、安全）、騒音、廃棄物等、街並み**

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の例

- 施設の設置（変更）申請に際しては、当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について記載した**生活環境影響調査書**を添付
- 生活環境影響調査書の調査項目は、**大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水**
- 住民説明会の実施、住民同意等を、条例で定めている地方自治体がある

(参考) 制度事例③ 条例における簡易な手続

- 条例アセスで簡易な手続きの制度を設けている自治体がある
- 宮城県、大分県等では、第二種事業はスクリーニング対象ではなく、住民手続きを簡略化した簡易なアセスを実施し、環境配慮を担保している。

■ 条例アセスでの簡易なアセスの例

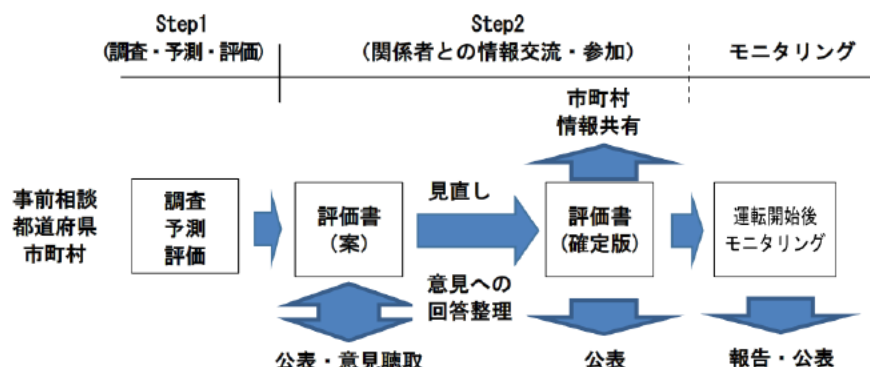
- 宮城県条例アセスの例
 - 条例アセスの第二種事業の特徴（条例アセス第一種事業との主な違い等）
 - ・ 方法書、準備書手続きにおける公告縦覧、住民説明会、住民意見聴取等は義務付けられていない
 - ・ 方法書、準備書に対する審査会の開催、市長村長意見、知事意見の提出は、第一種事業と同様、実施される
 - ・ 評価書、事後調査報告書の公告縦覧は、第一種事業と同様、実施される
 - 事業種によっては第1種事業に比べかなり小規模な事業まで対象としている
 - ・ 風力発電事業の場合、条例第一種は7,500kW以上（法対象外のものに限る）、条例第二種は5,000～7,500kW未満の事業（ただし、事業実施区域内に、環境保全の観点から法律等に指定された地域がある場合に限る）
 - ・ 道路では、第一種 4車線7.5km以上 第二種 4車線2km以上（ただし、住居専用地域内）等

※大分県条例アセスの第二種事業も、宮城県と概ね同様の設定となっている

(参考) 制度事例④ 小規模火力発電、太陽光発電のガイドライン

- 環境省では、法の第二種事業の規模要件を下回る小規模火力発電所を対象に、環境影響評価に要する時間やコスト等の負担を考慮した「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント 実務集」を作成。簡易なプロセスによる自主アセスの手順等を示している。
- 「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント 実務集」(平成29年3月)
 - ・ 法の第二種事業の規模要件をわずかに下回る程度の小規模火力発電が急増したことから、まず優良事例等を取りまとめたガイドラインを作成。その後検討会における検討を経て、適切な環境配慮や住民理解等を促進する観点から、地域にとって望ましくかつ事業者が積極的に取り組める内容としての自主的な環境アセスメントの在り方、手順等を取りまとめた。
 - ・ 特徴としては、住民等の意見聴取を行いつつ手順を簡略化し、モニタリングについては報告・公表を位置づけている。期間は約1年弱とイメージされている。

小規模火力発電の望ましい自主的な環境アセスメントの手順のフロー



小規模火力発電の望ましい自主的な環境アセスメントのスケジュールイメージ

所要月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
手順												
事前準備												
Step1												
調査の実施												
予測・評価、環境保全措置の検討												
環境影響評価書(案)の取りまとめ												
環境影響評価書(案)の公表												
住民等の意見の受付												
Step2												
事業者の回答整理												
環境保全措置等の見直し												
環境影響評価書の修正												
環境影響評価書(確定版)の公表												
事業の着手、モニタリング												

(参考) 制度事例④ 小規模火力発電、太陽光発電のガイドライン

- 環境省では、太陽電池発電事業の法対象事業化にあわせ、法や条例の対象規模より小さい発電施設を設置する事業者を対象に、自主的な環境配慮を促すためのガイドラインを作成。
- 環境配慮等になじみの薄い事業者等にも手軽に利用していただけるよう、チェックシート方式で環境影響の確認や対策検討の手順をわかりやすく示している。

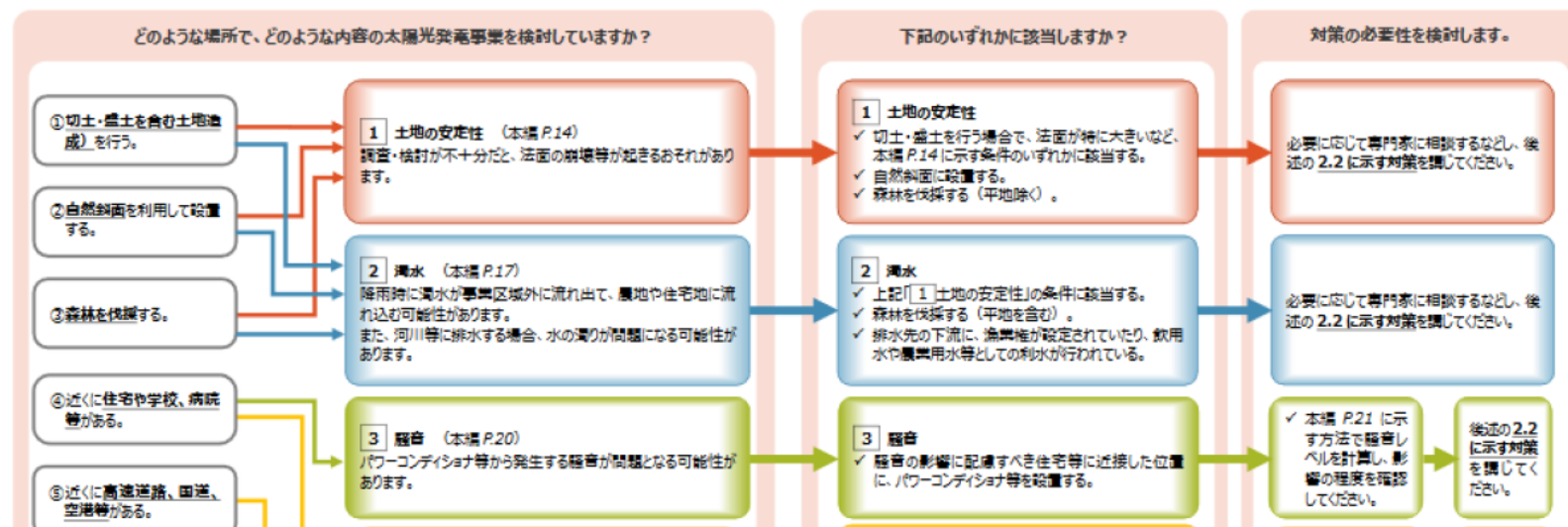
■ 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(平成29年3月)

- ・ 設計段階の環境配慮のポイントに関するチェックリストでは、環境配慮における検討項目ごとに、環境配慮が必要となる立地場所や事業の内容等の条件を挙げ、該当する場合には必要な対策を講ずるよう促している。

設計段階における環境配慮の確認、対策の必要性検討のフロー(太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックシート(小規模出力版)より)

2. 設計段階の環境配慮のポイント -事業の計画・設計段階で配慮すべき事項と、必要な対策について検討しましょう-

2.1 環境影響の確認、対策の必要性の検討



第2種事業の判定基準によるスクリーニングの試行

- 準備書以降の процедуру実施した92件（経過措置対象の準備書を除く）のうち、1万kW～5万kWの事業（55件）を対象として、第2種事業の判定基準のうち、既往の資料で判定可能な地域特性に関する判定を試行した。
- その結果、55件中54件で環境影響評価が必要と判定された。

【判定の条件】 判定基準の28項目中、第14項、第22項のみを対象として判定

- 第14項 事業実施区域の周囲1kmの範囲内に人為的な改変をほとんど受けていない自然環境が存在するか
→ 植生自然度9,10を対象として判定
事業実施区域の周囲1kmの範囲内に野生生物の重要な生息地若しくは生育地が存在するか
→ センシティブティマップの重要種9種の生息情報がある2次メッシュと区域の重なりにより判定
- 第22項 事業実施区域の周囲1kmの範囲内に法令等に基づき指定された区域が存在するか
→ 指定区域を対象として判定

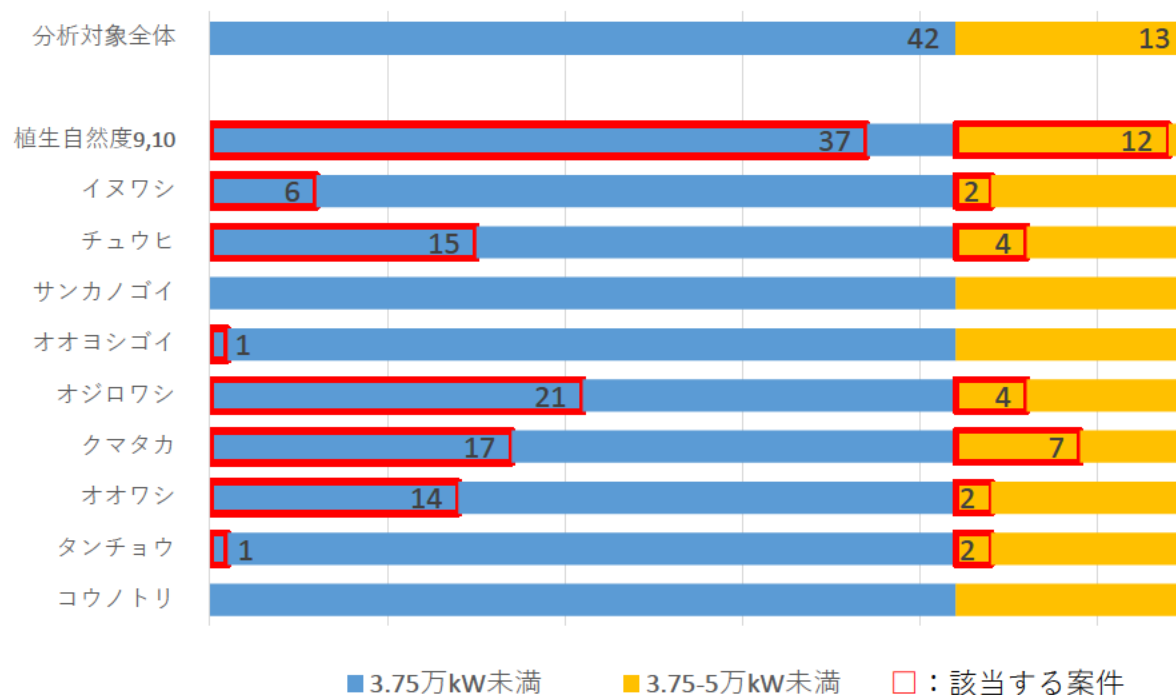
出力規模	総 数	環境影響評価が必要と判定された件数	必要と判定された割合 (%)
1万kW以上 3.75万kW未満	42	41	98%
3.75万kW以上 5万kW未満	13	13	100%
計	55	54	98%

※ 各対象及び風力発電所の位置情報として、2021年1月27日現在のEADASデータを活用した。
 ※ 環境影響評価が必要 = 【判定の条件】のいずれかに該当。

(参考) 第2種事業の判定基準によるスクリーニングの試行

■ 第14項 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境の存在 野生生物の重要な生息地若しくは生育地の存在

第2種事業の判定基準の第14項に該当する対象事業の件数

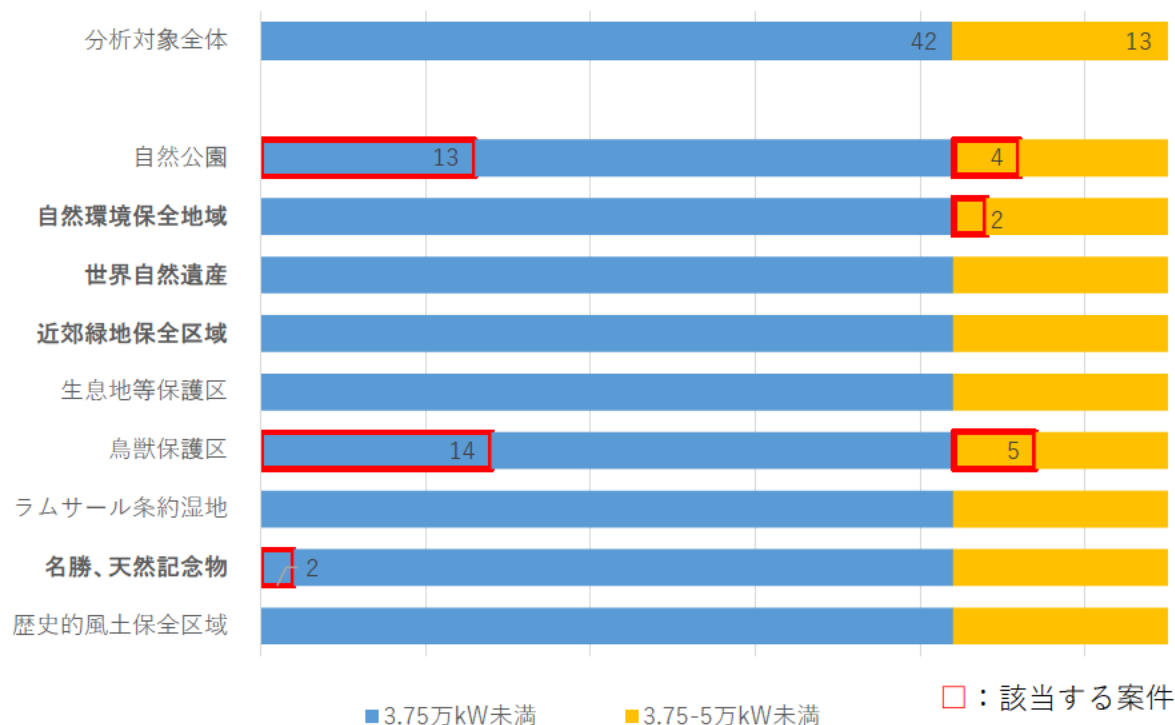


項目	1万kW～ 3.75万kW (42件) のうち該当数	1万kW～ 5万kW (55件) のうち該当数
植生自然度9,10	37	49
イヌワシ	6	8
チュウヒ	15	19
サンカノゴイ	0	0
オオヨシゴイ	1	1
オジロワシ	21	25
クマタカ	17	24
オオワシ	14	16
タンチョウ	1	3
コウノトリ	0	0

(参考) 第2種事業の判定基準によるスクリーニングの試行

■ 第22項 法令等に基づき指定された区域の存在

第2種事業の判定基準の第22項に該当する対象事業の件数



項目	1万kW～ 3.75万kW (42件) のうち該当数	1万kW～ 5万kW (55件) のうち該当数
自然公園	13	17
自然環境保全地域	0	2
世界自然遺産	0	0
近郊緑地保全地区	0	0
生息地等保護区	0	0
鳥獣保護区	14	19
ラムサール条約湿地	0	0
名勝・天然記念物	2	2
歴史的風土保全区域	0	0

地球温暖化対策推進法の地方公共団体実行計画の概要

- 地球温暖化対策推進法第21条、第22条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体による温暖化対策のための実行計画を策定するもの。

■ 計画は以下の2種類で構成。

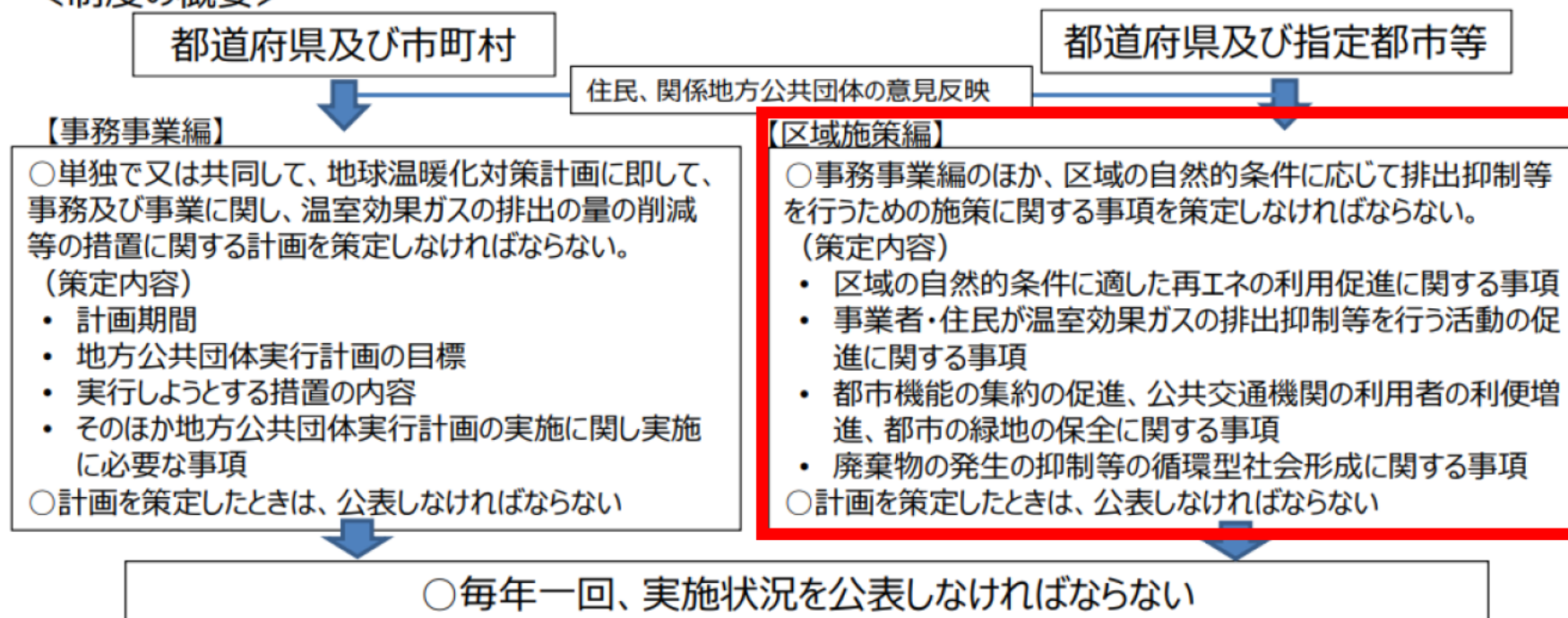
➤ 事務事業編（すべての地方公共団体が義務の対象）

事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（自治体自身の排出量の削減計画）

➤ 区域施策編（都道府県・政令指定都市・中核市が義務の対象）※施行時特例市を含む

区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等のための総合的な計画（自治体が所掌する区域全体の排出削減計画）

<制度の概要>



2:

地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について（概要）

「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」において、地球温暖化対策推進法の見直しについて検討を行い、今後の制度的対応の方向性をとりまとめ。今後、速やかに法制度の整備を含む具体的な取組に着手するとともに、今後更なる検討が速やかに行われることを期待。

（１）パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた長期的な視点

パリ協定の締結、IPCC1.5度特別報告書の公表、2050年カーボンニュートラル宣言等の動きを踏まえ、あらゆる主体の取組に予見可能性を与え、その取組とイノベーションを促す観点から、法が脱炭素社会の実現を牽引する趣旨を明らかにすることが重要。

（制度的対応の方向性）

- ✓ パリ協定の目標（2℃・1.5℃）や脱炭素社会の実現など地球温暖化対策の長期的方向性を法に位置付けるべき。
- ✓ 2050年カーボンニュートラルについても、法に位置付けることを検討すべき。

（２）地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直し

ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化の取組を促進するためには、地域資源である再エネの活用が重要であり、再エネ事業の地域社会との共生が課題となっていることも踏まえ、地域における合意形成の促進や地方公共団体による取組への支援等が必要。

（制度的対応の方向性）

- ✓ 実行計画の実効性向上の観点から、都道府県等の実行計画に、施策の実施に関する目標を設定することとすべき。
- ✓ 合意形成促進のため、協議会を活用しつつ、①再エネを活用した脱炭素化プロジェクトの促進を検討するエリア、②地域の環境保全への配慮事項、③地域貢献等の地域経済・社会への配慮事項等を実行計画に位置づけ、当該配慮事項等に適合する事業を市町村が認定することができるような仕組みを導入し、併せて認定事業に対する関係許認可手続等のワンストップ化等の政策的な支援を行うべき。
- ✓ 実行計画の共同策定や連携事例等の周知や情報・ツールの提供、人材育成等を行い、地方公共団体の取組を支援すべき。
- ✓ 電力・ガス使用量を地方公共団体が把握できるような具体的方策を検討し、域内の排出量をより精緻に推計できるようにすべき。

（３）事業者の脱炭素化に向けた温室効果ガス算定・報告・公表制度等の見直し

事業者の脱炭素化の取組を後押しする観点から、算定・報告・公表制度により報告された情報が投資家、地方公共団体、消費者、事業者等にできるだけ活用されるようにすることで事業者の取組を促進するとともに、地域の事業者への脱炭素経営の普及を図っていくことが重要。

（制度的対応の方向性）

- ✓ 電子システムによる報告を原則とし、また、事業所等の情報について、開示請求の手続なく公表することとすべき。
- ✓ 事業者の積極的な取組の見える化のため、任意報告を充実させるべき。将来的には、報告事項のあり方を含め、脱炭素社会の実現に資する算定・報告・公表制度のあり方について、引き続き検討すべき。
- ✓ 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務に事業者向けの啓発・広報活動を明記すべき。

地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直しの方向性

地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直しの方向性として、以下が挙げられた。

- 地域の合意形成の促進のため、地方公共団体の実行計画を活用し、都道府県と市町村が連携し、
 - ①再エネを活用した脱炭素化プロジェクトの促進を検討するエリア
 - ②地域の環境保全への配慮事項
 - ③プロジェクトがどのように地域に貢献するかといった地域経済・社会への配慮事項等について地域で話し合って整理した結果を、実行計画に位置づけることができるような仕組みを導入すべき
- 協議会に地域のステークホルダーが参加することで、情報が集約され、調整・協議を速やかに行うことができ、プロジェクトの推進につながることを期待される
- （プロジェクトが配慮事項等を踏まえて行われる場合に、市町村が実行計画に適合するプロジェクトとして認定し、）認定されたプロジェクトに対して、関係許認可手続等のワンストップ化や環境影響評価制度との連携等の政策的支援を行うべき

地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直しに係る意見

- 再エネ導入プロジェクトを進めるために、適地を抽出するゾーニングや地域への配慮事項の策定など地域合意形成の仕組みを実行計画に盛り込むべき。これにより、事業者の予見可能性も高まる。
- 地域の合意形成に当たっては、地方公共団体等が再エネ開発の適地や保全区域を区分・指定するゾーニングを取り入れるなど環境影響を低減し、地域へのデメリットを最小化するとともに、産業振興や地域課題解決など事業に伴う地域便益を創出し、地域へのメリットを最大化することが望ましい。
- 一度紛争が起こると解決は容易ではなく事業凍結・中止のリスク要因となるため、地域合意を円滑に進めるべく、地域の計画づくりを通じ、早い段階から目標やゾーニング、環境保全策や地域便益等を包括的に議論する機会を設けるとともに、地方公共団体・住民・事業者・NPO 等を含む協議会の場で合意を形成していく仕組みが重要。

「地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について」地球温暖化対策の推進に関する制度検討会（令和2年12月）

2.見直しの視点及び今後の制度的対応の方向性について>（2）地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直し

> ②制度的対応の状況及び課題（実行計画）

より抜粋